

- 議長 おはようございます。(午前9時30分)  
本日をもって召集されました平成24年第4回南幌町議会定例会を開会いたします。  
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。  
本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。  
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名いたします。  
5番 石川 康弘議員、6番 佐藤 妙子議員。以上ご兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。  
お諮りします。本定例会の会期は12月5日から12月7日までの3日間といたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。  
(なしの声)  
ご異議なしと認めます。よって本定例会は12月5日から12月7日までの3日間と決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。  
・1番目 会務報告は、お手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済といたします。  
・2番目 定例監査結果報告をいたします。  
局長をして朗読いたさせます。  
(朗読する。)  
局長 監査委員から補足説明があれば賜ります。  
久世監査委員。
- 監査委員 それでは、私の方から平成24年度定例監査の補足説明をいたします。  
ただいま事務局の方から1、2、3、4ということでご報告がありましたが、改めまして、3の監査の手続きについて若干触れたいと思っております。今回が特別変わってどうこうということではございませんが、我々監査委員の中では、この定例監査と決算審査につきましては、その都度、着眼点等々について協議の上、進めてまいったわけでございますが、特に基本的な考え方としては、ここに書いてありますとおり、地方自治法199条第1項には、1点としては、財務に関する事務の執行、2点目には、経営に係る事業の管理と、このように大きく2点分けてございます。そこで、監査委員としては、最初の財務に関する事務の執行については、主として決算審査の段階で詳細に監査をします。今回の定例監査では、経営に係る事業の管理ということを重点的に実は監査をさせていただきます。そこで、経営に係る事業の管理のこれを補完するために、平成24年度の町政執行方針及び教育行政執行方針、さらに予算見積の中で

重点事項として取り上げている経営に係る問題点、これらを実は補完と  
いいたいでしょうか、着眼点の基本をなすもの以外として主眼に監査をする  
という考え方であります。24年度の経営についての問題については、  
ここにありましており町政執行方針、それから教育行政方針ということで、  
これは基本的に、やはり言葉ではありませんが、町長、教育長が町  
民に対して24年度はこのようなことをしますよというような、いわば  
マニフェストといたしまして、数字を含めた、やはり言葉になります  
けれども、マニフェストであるというような考え方のもとに監査をして  
ございます。そこで、先に結論を申し上げますけれども、今回の定例監  
査で結果として、各ポジションに対する要望であったり、もしくは検討  
といたしまして、そういうようなことにある意味では終始をしている  
ということをお頭に申し上げておきたいと思っております。

そこで次の2ページに、経営監査といえども、9月までの歳入歳出の  
状況はどうであるかということについて触れてございますけれども、主た  
る内容での歳入についてのみを報告申し上げますが、まず、総体的に当  
然ながら歳入も歳出も財政規模というのは同じでございます、ここ2、  
3年と、この時点での評価では、非常に緊縮財政と申し上げても過言で  
はないという財務規模に縮減をされております。その1点の要因として  
は、既に議員各位もご承知のとおり平成20年から22年にわたって、  
国の基本的な考え方は景気浮揚策ということで各種の交付金事業を  
ですね、ある意味でばらまきのごとき、実はやっております。本町は、  
ばらまきの上に立ったわけでございますが、非常に主体的にこれらの事  
業を展開して、後ほども出てくるかと思っておりますが、非常に本町の財務  
の中では大きく好転するような事業の展開をされてございます。そんな  
ことが前提といたしまして、主たる内容の1件であると思っております。そ  
こで歳入でございますが、ここでは2点申し上げたいと思っておりますが、  
まず、町税でございます。町税が予算現額7億4,511万円に対して、収入  
額が4億537万1,000円、収入率が54.4%ということで、前  
年度対比としまして、4,500万円という大きな数字が減少してござ  
います。この実質的な減少要因には、たばこ税、ご承知のとおり価格の  
上昇といたしまして、値上がりから愛煙家が減ってきたのと、今まで  
数十本のんでいたたばこを、それを半分ぐらいにしましょうかという努  
力が、私どもの町税の中でたばこ税として、この9月で600万円程度  
減少してございます。そのほかに温泉の利用者にかかわる入湯税であり  
ますが、これが町税の中で2点目として減少してございます。人数的に  
見ますと、宿泊、日帰り合わせて1万2,711名の減少であります。  
そのうち日帰りが約1万4,000名、宿泊が逆にプラス1,000名  
ぐらいというようなことで、トータルして今申し上げた入場者の減少で  
あります。当然ながら、入湯税もそれと減少につながるわけございま  
すが、日帰りについては約100万円強、宿泊については、今申し上げ  
ましたように利用者が増えて参りますので、約15万円程度、入湯税が  
増えてございます。したがって、差し引きすると約90万円程度の減収

になっておりますけれども、これを昨年、一昨年ということで比較しますと、拡大な入湯税の減収が顕著に表れてございます。その要因には、やはり利用者が減っているということにつながるわけでございます。

次に、3ページの方の歳出でありますけれども、ここで1点だけを申し上げておきたいと思いますが、この表の予備費の前にあります公債費であります。予算現額9億7,600万円、9月末の執行額が3億5,900万円、前年同期が4億7,100万円ですから、前年度同期よりも1億1,200万円という億単位の減少が表れてございますが、これらについてもご承知のとおり、大きな新規事業として起債が起きておりませんし、順調良く約定償還が起きておりますので、当然ながらといえは当然ながらの減少と。歳出の減少と。その比率も前年対比で約24%というような比率で債務の関係が減っているというようにご覧いただきたいと思っております。

次、4ページにそのようなことと併せて、昨年、特に財務状況が良くなってきたというような現象が、ここで非常に単純な表現でありますけれども、我が町の余裕資金としてどれだけどうなったのかというのを見ますと、24年の9月では、歳計、当町の場合は現金ではなくて預金にイコールになっておりますので、歳計預金が7億8,000万円、基金で預金をしております部分が13億2,400万円、そのほかに備荒資金積立金という形で、ある意味では財務に非常に表現できない部分で、ある意味で含み預金と言いましょうか、そんなのが実は備荒資金積立金ということで、決算にだけ数年前から表現するようにしてございますが、それが2億2,300万円、合わせると23億2,800万円という余裕資金が9月末であります。前年度同期で見ますと、20億4,700万円ですから、約3億円、前年度よりも約14%、この約3億円の50%が備荒資金組合に積み立てております1億5,000万円であります。まだこれは金利が高いと言いましょうか、資金組合でございますので金利という表現はありませんが、配当金が高いというようなことで、こちらの方に回しているということでもありますので、一般の預金と全く同じであるというように解釈した方がよろしいのかと思っております。

それでは、次から各課等々の事務事業ごとの主な監査結果について、皆さん方に数日前からお手元に議案と一緒にっておりますので、既にお読みいただいて、おわかりいただいていると思っておりますが、記載で表現できない部分、その部分をこれから申し上げます口述という形の中で表現をさせていただきますので、その点についてもご理解をちょうだいしたいと思います。そこで、出納室はございません。特別申し上げます。

議会事務局であります。③で後段の方にちょっと触れておりますけれども、その前段としては、各議員さんが常任委員会、特別委員会、もろもろの会議等々で今日の諸課題、諸問題に非常にご苦労いただいていると。この点については、議事録等を全部見させていただきましたけれども、そのことが重々、我々監査委員にも伝わる内容であったというように理解してございます。その中の一部でありますけれども、議会協議

の活性化だとか、各委員会の活性化だとか、非常にその意味でご苦労いただいていると思うんですが、その一つの手段として、我々監査委員としては、その議案等々にかかわる資料の提供を事務局側に議会が求めるなり、事務局側が、少なくともこの議案についての資料としては、こういったものを提出して、密度の高い協議をしてもらおうということに今後、努力をしていただきたい。

次に、総務の関係でございますけれども、①の中段ごろに書いてございますが、23年の11月に南幌町災害備蓄品整備計画に基づいて、備蓄必需品の関係について準備をしてございます。今回、登別を中心と言いましょか、今回の暴風雪、大規模停電というような表現をされてございますが、私どもも水害だとか地震だとか、そんなことの災害というのが当然ながら頭の中に入っているわけでございますが、暴風雪で大規模な長期にわたる停電なんていうことは、正直言って今回初めて私は考える機会を与えていただいたのかなと。この監査報告の時には当然そんなことが起きるなんていうことを予測して書いているわけではございません。ただ、これもご承知のとおり、今日の気象と言いましょか、今日という表現はどうかとございますが、非常に大きな過去とは違うもろもろの、竜巻の問題にしてみても過去にはこのような形で起きなかった。それがあ意味では、日常茶飯事という表現もこれもちょっと言い過ぎかもしれませんが、起きているということを見ると、災害が多種多様にわたって起きるということ、自治体という組織の中で、その体制づくりが、やはり先取りをして住民の安全を確保すると。特に今回の冬に起きるということが、どれだけその災害の厳しさを被災者が味わったのかなとということ、テレビを通じて考えさせられました。そんなことで、どうか備蓄の問題、今回のような災害を参考に先取りをして、備蓄に努めていただきたいと思います。

次に、財務システムの問題であります。来年度から全般と言いましょか、全部にわたって財務システムが導入されてスタートするわけがあります。既に、各庁内での関係でも十分システムをはじめ協議をされて、試運転と言いましょか、試行されているようではありますが、機械がやるわけでございますから、機械に人が慣れなければこれは進んで参りません。したがって、いち早く、この財務会計が電算にスムーズに乗って、効率いい、そういうような稼働を起こすためには、全職員がこのシステムの内容の理解と併せてチェックシステムの完備と言いましょか、それがスタートしない限りは、万が一という問題に対処が非常に問題が起きてくると。そういうことを改めて書かせていただきました。

まちづくりの方では、5ページの終わりで触れておりますが、これらについては、既に町立小学校跡利用方針に基づいて、プロジェクトもしくは議会等々でも協議をされ、いろいろな方法として対応を進めておりますけれども、監査委員から申し上げるのも恐縮と思っておりますけれども、より早くと言いましょか、よりスピーディーにこのことを解決するためにも、やはり25年度の予算計上、ある意味では必須条件になろう

かなと、そんな考えをさせていただきます。

その次、6ページにわたって、上段でありますけど③でございます。4町の町村合併も不成立に終わりました。その後、それに代わる広域行政をどうするかということでスタートしておりますけれども、残念ながら、内容を見ると、いつ、このことをスタートするのかということすら理解に苦しむというような現段階であるというように、厳しい表現でありますけども申し上げておきたいと思えます。当然、合併がこのような状況ですから、この広域行政ほどこれから行政コストの引き下げと言いましょうか、大事な広域の業務になってくるということを考えても、今のような悠長な考え方で進めてもらうことについては、誠に不満であります。

次に、住民課につきましてはございません。

税務課の関係であります、8ページに参りまして、特別、税の徴収状況、その他についての特殊な問題はございませんし、非常に努力されてございます。特に、町税の収納対策ということで、数年前から非常にご努力をしていただいておりますが、そういった体制の充実と言いましょうか、そのことが今回の監査で特に感じ取ることができました。収納対策本部の年間スケジュールに基づいた滞納の防止月間等々はじめ税務課収納対策グループ、課税グループ、そのほか所管するところの住民課等々が一体となって収納対策に努力されていることは、ここで声を大にして議員さんにもご報告をさせていただきたいと、このように考えてございます。そういった中で、滞納の実態調査、財産調査など精密な調査をもとに差押え執行等々を実施しているというような内容であります。一番下段にあります、今後は、のところで注視してもらいたいのですが、これも今回初めて申し上げる問題ではありませんが、ある意味では一向に前進をしないと言いましょうか、改善がされないのが国保保険料であります。もしくは税であります。この9月末での滞納の部分が8,522万円、巨額な数字と言ってよろしいかと思うんですよね。これが今年度の国保保険税の調定額が2億9,200万円、実に3割が滞納の繰り越しとして、要するに未納になっているわけですよ。これは極端な例を申し上げますけれども、これが全額入ったら、皆さん方の保険料を3割下げていいんです。それで収支が取れるわけでございます。これは極端な例ですが、いかにこの繰り越しの回収にどう努めるのか。それと、繰り越しをさせない、未納にさせない対策はないのか。単にペナルティーだけでこれは解決しないと思うんです。その辺についてどうかご検討を賜りたいわけでございます。

次に、9ページの都市整備課でございますが、ここでは、監査時点では、公園の施設関係で長寿命化計画というものを策定して、数多い遊具関係のチェックをしましょうと。この秋、冬に入ってから報道関係でも公園の遊具が壊れて事故があったというのは報道されておりましたが、その前までは極端に言うと、大小合わせるとかなりの数の全国の公園の遊具の事故が多発していると言ってもよろしいかと思えますが、それら

を十分に配慮されて、今回このような策定に取り組んでいると。時を実に得た適切なことであろうというように考えてございます。それから、その公園関係でございますが、特に心配が予測されてと言いましょか、この公園関係が指定管理ということで管理指定をしてございますが、それと自治体の関係、こういう事故に対してですね。未然に防止をするという体制の問題、事故が発生した時の問題、これらがいつ、どのような形で起きるかわかりません。このように指定管理をしているということになりますと、ある意味では、どうしてもワンクッション遅れるというのが常識的な考え方であろうと思うのですが、この点をやはり指定管理しているから、こういう事故の処理が遅れたとか、大きくなったというような住民からの苦情が起きない、そのための管理者側との管理運営について検討をし、その体制を両方において考えていただく必要があると。

それから、10ページの方に行きまして、頭に、本町は他市町村との比較においても云々ということがありますが、実は、ご承知のとおり公共下水が昭和64年、したがって約30年近く経っております。それから、農村集落排水事業は平成5年ですから、これも約20年ぐらい経つわけですが、この当時に、この公共下水、集落排水溝に接続をしなかったというのが、実は、公共下水では13世帯、農業集落排水では5世帯という方々が、当時は経済的な理由でもう少し待ってくださいと言いましょか、そんな理由で今日に至っているわけでございますが、これもご承知のとおりに公共下水、集落排水につきましてもやはり生活環境の整備ということと、公衆衛生の向上という目的のもとに、これだけの大投資をしたわけでございますから、やはり今後、担当課においては、経済的なこともあるでしょうけども、どうかできるだけ早い段階で接続をされるような啓蒙と指導をお願いしたいわけでありまして。

産業振興課で、いろいろと農業、活性化対策事業の中で、なんぼろ農婚塾とかなんぼろ女性農業塾というように後継者もしくは後継者の配偶者ということで大変なご苦勞をいただいて進めております。特に、近郊の女性を対象にした、なんぼろ農婚塾というのも数名の参加をいただいて、4回、既に3回を実施しているというようなことでございますし、これら、非常に地道な事業の展開になると思いますが、継続的に進めていただいて、この主たる目的の達成と併せて、南幌町の知名度高揚にも私はなるのではなかろうかなというような気がいたしました。そこで、余計なことを申し上げますが、私どもは札幌市に40キロ足らずの所で非常に近い所にいるからということで、これまでの行動は全部札幌に行ってしまうんですね。そうではなくて、近い条件には南幌町に、札幌市を中心とした、そういった方々を南幌町にどう呼びつけるのか、これを考えなければ我が町から札幌へ行ってしまってもプラスは私はないと思うのですね。ですから、これからの事業展開では、いかに南幌に多くの方が、180万近くの方が来ていただけるような、そういうような実益があるイベントを考えていただきたいなど。ちょっと横にずれましたら、そう思っております。

教育委員会の関係であります。この教育行政の方針の中で、確かな学力を育む教育の推進として、小学6年、中学3年生を対象に全国学力・学習状況調査を実施しますというように書かれております。これが教育のマニフェストだと思うんですが、そこで、27日ですか、先月の、全国のこの学力テストの全国、北海道、空知ということで報道されておりますが、全国と比較すると北海道は悪いと言いましょうか、点数が低い。道と空知と比較すると空知の点数が低い。これは、諸般のいろいろな事情があるのでしょうか、私は監査委員として申し上げたいのは、これらのデータと言いましょうか、結果を我が町の教育にどのような反映をするのか。こういうことがなければ、極端に言うとなんのために、ある一つのデータのために学力テストをやっているということには、私は一切ならないと。そんな意味で、この学力調査がこれからの教育指導に大きな役割と言いましょうか、していただけるように要望をいたします。

それから、②で11ページの下段にあります。毎年、この定例監査では各学校を回ってございます。今年も、ご承知のとおり小学校の統合ということで小学校1校、中学校1校ということで、2校、実は回りまして、教頭さん、事務職員の方とお話しをさせていただきますが、大体、学校経営の主なこと、そのほかに町が各学校に配分している予算の問題、これらについては必ず監査ごとにお聞きをすることにしてはおりますが、特に町が各学校に支援しております予算の配分だとか、特にスクールバスの運行、これらに対する町の支援に対しては、ここ数年だけを考えましても必ずと言って各学校の関係者は感謝をしていますね。南幌町のような、このようなご支援をいただく、どことは言いませんが、過去の学校ではなかったです。というぐらい、本町がそういう意味で学校運営にご支援をしているということが、今回初めてこのような評価をさせていただきますが、これは数年前から言われていることでもあります。

それでは、次に、町立の病院の問題であります。冒頭に経営ということで触れたんですが、ご承知のとおり病院というのは公営企業組織であります。したがって、経営の中では財務という問題、それから、自治体病院ですから自治体病院としての使命の問題、これ、大きく経営理念の中で進めているわけですが、そこでここにも触れてありますけれども、24年度の執行方針として、別冊、それから町民に対しては広報で流れているわけですが、ここにも一部抜粋をさせていただきますけれども、その方針として、緊急医療や小児医療等を担い、地域の中核施設としての役割、地域に密着した在宅医療等に取り組むことを示してございます。それと、経営問題がたびたび挙がって参りますので、取り巻く病院の経営環境から全職員が危機感を持ち、経営の健全化、医療サービスの充実を図るため、ということですね。その手段として経営会議だとかいろいろなものを事実やっております。ですが、我々の監査で見える範囲、聞く範囲で、本当にこの執行方針にどれだけ達成しているのかなという疑問符は実は依然変わりません。経営環境がこうだから、全

職員が危機感を持って対処するよと、こう言っているんですよね。ここに事務長も同席していますけども、本当にそうなのかと。今のうちがおかれている病院の実態からすると、このとおりなんです。一人二人が努力したのでは、解決の糸口だってできないんです。全職員、単なる事務職員だけではなくて、看護師はもちろんのこと、そういう体制がうかがえないという残念な監査でありました。形としては、できているんでしょうが、内容が伴っていない。これが実態であります。そこで、自立実行プラン等の達成等も見て、まず、内部統制がとれていないということです。わずか50人かそこらの内部統制がとれないのでは、非常に不安であります。それが1点。

次に、財務につながる事業と、そのことについて公営企業団体なので改めて触れさせていただいてございます。まず、問題は、やはり経営基盤は患者がいかなる状態にあるかですね。これは毎回言っているんですけども、24年の9月末では入院が7,010人、23年が7,915人、前年対比900人の減、外来1万2,922人、前年度よりも約600人の増であります。合計すると1万7,302人、差し引きマイナス310人と。こんな状態です。この入院と外来、後ほど出て参りますけれども、これも決算審査で申し上げて参りましたが、下段の収支の中で、また再度申し上げたいと思います。そこで、何と言ったって病床利用率が高くならなければだめなんです。そこで、我が町の今年の病床利用率ですね。一般病床が32.0%、前年同期よりもマイナスの10%、療養病床が55.5%、前年度よりも4.2%の減、いろいろ執行方針も出ておりますけれども、その結果は、と。9月末といえども、両方ともに前年度を下回るというような内容であります。それで、決算統計等で調べさせてもらいますと、22年ではありますが、全国の一般病床、自治体ですよ、76.2%、病床利用率が。療養が77.2%、それから、我が町の自治体の病院のように80ぐらいのベッドですか、要するに、我が病院と似た病院、要するに類似ですね、この病床率を見ると、一般が70.3%、療養が74.8%、もう明らかに対象に値しない我が町の病床率です。非常に、こういう実態を既に各議員等々はおわかりをいただいているということでもありますので、これからの協議の中でもかなりこの問題に特化してでも検討を要するということをお願いしたいと思います。

それでは、医業損益ですが、いつも出すのですが、実際に病院として収入を挙げている部分と、病院としてコストとして出している部分。医業収入の24年度が、総額で1億6,100万円、そのうち約7割ですが1億900万円、入院なんです。外来は4,000万円、23年も、この入院の比率はほとんど変わりません。69.5%で1億1,600万円。そこで、費用であります。24年が1億7,100万円、給与費ですね。総体が2億3,000万円。23年が1億6,200万円、855万4,000円ほど前年同期よりも増えております。これには、小児科の先生の3カ月ぐらいの問題も実はあるわけですが、これは当然

経営動態の中では、絶えず考えなければならない問題であって、特殊、そう起きたわけではないわけですよ。ですから、これらも十分吸収できるような収入が上がらなければならないはずなんです。実は、過去にない状況に今年度なっております。要するに、次の14ページの方で触れているのですが、今も申しあげました医業収入1億6,100万円、それに対して給与費が1億7,100万円、いわば人件費の方が病院収入よりも多いわけですよ。特に今、申しあげたこともありますけれども、これは決して変異的な数字ではないわけで、当然、そういったことも経営という中では考慮しなければならない問題ですから、何億といえない単位ではない限りは、これは吸収できるような病院経営が必要なのであります。そうすると、ここで労働分配率というようなことでちょっと触れさせていただきましたが、非常にこれは病院経営も労働分配率という言葉は使っております。一般企業は当然ながらこういったことが非常に重要視しなければならない経営にあるわけですが、そこで見てみると、正直言って労働分配率の分子はご承知のとおり人件費であります。分母は付加価値額ということで、付加価値額にも控除法と加算法がありまして、利益に減価償却を足して云々という加算方式で付加価値が何億とありますよ。それに対して、人件費として何ぼ払っていますというのが労働分配率の定義なんです。そこは簡便法で私の方では、あくまでも病院の収入に対して、どれだけ給与としてかかっているのかという見方をしているのですが、今年は、106.2%です。6.2%、収入よりも多く人件費に払わなきゃならないという実態です。去年から悪いのですが、去年の同時期といえども96.8%ですから、辛うじて収入より下回ったんですね。というような状況でありまして、それでは、この病院の分配率というのはどれぐらいなのかと、これも調べて参りますと、入院の施設のある所で労働分配率が63.7%、大体64%ですね。一般企業も、これを超えたら非常に危機状態ですよということになるわけですが、大体、病院というのは、ほぼ、中心は人件費等が多いというわけですから、この数字は大きく病院と他企業と変わるものではないかと、調べてそのことがわかったわけでありまして。そういうような統計的な数字、財務比率等の比率を見ても非常に内容が好転しないと。これから決算等々が行われるわけですが、今の状況が推移すると前年度をはるかに悪い結果が生じることは、何か明らかなような気がいたします。そこで、こういった分配率を100を超えてということは、これは企業なり組織なりであり得ることではありません。おののいろいろな使命というのがありますが、それを超越して、ということは私は考えてはならないことだと思うんですね。そこで考えますと、先ほど内部統制の話もしましたが、我が病院の規模でいけば、規模ですから非常に難しい面があるのですが、人事管理と労務管理を全面的に見直すと。そうであれば、これで100%は改善しません。ですが、改善の手段としては今申しあげましたようなことで、人事管理と労務管理を見直すというようなことが、25年度の予算にもそろそろ入っているようですけれども、そ

れに反映をするというようなことが最も町民が理解する最大のことで  
はなかろうかなと、こんなことを考えます。

最後に、事務分掌に基づく事務事業の検証であります。ここに書いて  
ありますようなことで、各項目にわたって抽出で検査をさせていただ  
きましたが、おおむね全体的には良好であるという表現は申させていた  
だきました。実際に、私も定例監査というのは15回だと思いますが、  
監査をさせてもらいましたが、毎年のように実は、すばらしい事務事業  
の内容であることは自信を持って言えるところでもあります。これはどう  
か、そんな意味では、さらに南幌町の良いところは大いに伸ばしてもら  
う、そんなことに携わっていただきたいと思えます。

以上、極端な表現がございましたが、それはそれなりに飲み込んでい  
ただいて結構かと思えますが、以上で定例監査の結果報告を終わります。  
議長 ありがとうございます。

以上で定例監査結果報告につきましては報告済といたします。

町長から一般行政報告の申し出がなされました。

日程3 諸般報告に、3番目として町長一般行政報告を追加し、許可  
いたします。

・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町長 初めに、議長に特段のご配慮をいただきまして感謝、お礼を申し上げ  
る次第であります。

本議会定例会にあたり、2件の行政報告を行います。

初めに、道央地区環境衛生組合職員の受け入れ並びに道央地域ごみ処  
理広域化推進協議会への職員派遣について申し上げます。

本町と北広島市、長沼町並びに由仁町の1市3町で、し尿処理を行っ  
ております道央地区環境衛生組合の処理施設については、施設の老朽化  
並びに北広島市の下水道処理センターの供用開始に伴い、平成25年3  
月をもって処理を終了いたします。そのため、平成25年4月より処理  
部門で余剰職員が発生することから、組合から3町で2名の職員の受け  
入れ要請があり、この対応について今後、3町で協議を進めて参ります。

次に、道央地域ごみ処理広域化推進協議会については、現在、平成2  
5年4月からの事務局設置に向けて、幹事会段階で協議を進めていると  
ころですが、南空知公衆衛生組合として職員1名を派遣する予定がされ  
ており、この対応につきましても、3町で協議して参ります。

次に、南空知災害時相互応援に関する協定書の締結について申し上げ  
ます。南空知ふるさと市町村圏組合の4市5町では、区域内で災害が発  
生し、避難先などを十分に確保できない場合には、相互扶助の精神に基  
づき、協定市町が相互応援を行うとして、平成24年11月26日に各  
市町の首長が出席し、北海道空知総合振興局長の立会いのもとに調印式  
を執り行いましたので、ご報告いたします。この調印により災害避難時  
の安全確保が一層図られるものと期待をするところでございます。

議長 ここで、10時40分まで休憩をいたします。

(午前10時25分)

(午前10時40分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は3名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

8番 川幡 宗宏議員。

川幡議員 1つ目、スポーツ少年団活動の支援の強化についてということで質問いたします。

現在、9つのスポーツ少年団は、それぞれに熱心な指導者のもと活発に活動され、各種大会においても優秀な成績を残しております。

さて、少年団活動については、行政、教育委員会が支援や後援を行っているのは承知していますが、いま一步の支援を得られなくて苦勞している現状です。少年団活動によって礼儀作法、団体の和、協調性の育成、そして、何よりもお互いを思いやる心が育まれることが今後の人生の中で非常に大切なことだと思います。このように大切な社会教育の場のスポーツ少年団に、いま一步の強力な支援が必要であると考えます。

そこで、教育長に伺います。

1つ目として、南幌町で開催される大会の運営面、会場の使用許可等、主催者と一緒に行政も人的運営面に深くかかわり、大会を作り盛り上げることに、どのように考えられますか。

2つ目として、各種競技大会への参加の支援を強化するため、遠征時、町バスによる運行を増やすお考えはないか。以上、2点を質問いたします。

教育長 川幡議員のスポーツ少年団の支援の強化についてのご質問にお答えいたします。

少年団活動につきましては、指導者や保護者の熱心なご指導とご支援により、管内はもとより、全道、全国大会への出場を果たされている少年団も多く、技術の向上、さらには健全育成に大きな役割を果たしていただいております。

1点目の大会運営につきましては、主催する団体の受入れ体制や協力体制を考慮し、あくまでも団体の主体的な活動に基づき行なわれるものであり、行政としては、それを側面から支援していくという立場でございます。大会によっては、全道各地から参加いただいている状況もあり、施設の時間的な配慮や駐車場の確保、運営面などの助言なども今後、継続して支援して参りたいと考えております。

2点目のバスの運行については、少年団につきましては、年2回という上限を設けておりますが、平成23年度の実績では、6団体が11回利用しております。さらに平成23年度からは、町ワゴン車の利用も可能とし、各団体へ3回の利用を拡大しており、昨年度は、4団体が6回利用しております。利用については、あくまでも町の行事が優先であることをご理解いただきながら、時期的にふくそうし、希望どおり利用できない状況もありますが、少年団活動が、より活性化されるよう町バス

の利用についても検討して参りたいと考えております。

議 長  
川幡議員  
(再質問)

8番 川幡 宗宏議員。

私が調査したところでは、バドミントン少年団についてですが、数年前より南幌大会というものを開催しております。年々参加される方が増えて、今、ここ数年ですが800名から1,000名の大会になっていると、このように聞いております。この大会において南幌町の知名度が上がって、本当に町づくりに対しても効果があるのは間違いありません。そんな中で、大会の企画や運営面で非常に大変な苦勞をしておりました。ところが、昨年、ちょっと担当者が変わりました、すごく協力いただきまして、少しやりやすくなったと、このように聞いております。しかしながら、担当者が変わった中で対応が変わるといのは、大会を運営する面では、支援する立場としては非常に問題があると思います。これをきちんとした対応の中でやっていただきたいと思います。行政の力強い支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。それによって、大会を成功に導けるのではないのでしょうか。このことが社会教育を預かる行政や教育委員会の使命であると思ひます。1点目は、これで質問いたします。

2点目ですが、各種大会に参加する時に、選手はもとより父兄の方がマイカーでそれぞれに応援に行ったり、子どもたちを引率している現状と伺っております。年2回という規定ですが、1泊2日の大会は、1日が1回とカウントされ、1泊2日で2回と聞いております。2泊3日の遠隔地の大会には、これは使えないということです。これをちょっと緩めていただいて、2泊3日の大会、函館大会だとか釧路大会だとかあるそうです。そういう時にも対応してやるのが、父兄の方たちを危険な目に、子どもたちも危険な目に遭わせない対応だと思いますので、その点も考慮していただきたいと思います。できるだけ町バスのスポーツ少年団に対する運行は増やしていただいて、子どもたちを危険な目に遭わせない、そして、支援をするという考え方のもとで頑張っていただきたいと思います、このように思ひますので、答弁をお願ひしたいと思ひます。

議 長  
教 育 長  
(再答弁)

教育長。

再質問にお答をさせていただきます。まず、1点目のバドミントン少年団の例年3月に実施している大会だと思います。確かに800人を超える人の参加ということは私も承知しております。その中で、スポーツセンターといたしましては、従前、開館時間につきましては、9時という開館時間でございますが、遠方から来られる大会日程等もあるという形の中で、それにつきましては、8時から大会ができるような形の中で、昨年から特殊事情という形の中で対処させていただいております。以前の担当者について対応が十分でなかったということにつきましては、お詫び申し上げますが、一応、そういう大会の規模等を考慮しながら、朝の開館時間、夜の閉館時間、そういうものについても大会がスムーズにいくような形の中で配慮して参りたいというふうに考えてございます。さらに、その時に町の物産品や何かの販売をしていただいていることも十分承知しておりますので、あくまでも側面からの支援という

形の中で今後とも継続して参りたいというふうに考えております。

さらに、町バスの関係でございますが、今、川幡議員ご指摘のように、1泊2日の場合については2回というカウント、ですから、1泊2日の大会に行くと、もう年に2回ということで、その後の利用ができないという実態がございます。これにつきましても、1泊2日あるいは2泊3日、こういう大会に参加する場合、あくまでも町の行事が優先されるわけですが、バスが空いている時につきましては、そういうものを1回という形の中でカウントできるような形の中で内部調整を図って参りたいというふうに思います。以上です。

議長  
川幡議員  
(再々質問)

8番 川幡 宗宏議員。

再々質問いたします。大会を運営するのは、側面から支援するという事なんですが、大会運営者といたしましては、やっぱり行政も一緒に大会を作るといえるか、作って、その中に入ってアドバイスをいただきながら運営するという、それを求めているので、ぜひ、そのことがやっぱり町づくり、子どもたちのこれからの教育行政の中で必要なことだということで、ぜひ、その中に一回、大会の運営面から入って行って、一緒に大会を作り、盛り上げることを考えられないか、その点、1点だけ質問します。

議長  
教育長  
(再々答弁)

教育長。

最初にご答弁申し上げたとおり、あくまでも少年団活動という形の中で、少年団あるいは育成会という保護者の方がおります。その中で、ほかのスポーツ少年団につきましても自前でそれぞれ運営をしているというのが現状でございます。そんな中で大もとでスポーツ少年団本部という組織がございます。その参加として各、現状は今、8つのスポーツ少年団ということで、夕張太の野球少年団が解散して、8つになったということでございます。そういうほかの団体との関係もでございます。ですから、そういう大きな大会ということで、もし、運営面での支援とかが必要であるとすれば、スポーツ少年団本部としての取り組みというものも考えられるのではないかなというような感じがいたします。いずれにいたしましても、少年団の方からそういうお話しがあれば、いろんな形の中で支援をしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長  
川幡議員

8番 川幡 宗宏議員。

では、2つ目の質問をいたします。南幌町の人口減少に歯止めを、ということで町長に伺います。

南幌町の人口は、平成10年に一度1万人になって以来年々減少し、現在8,500人前後になっている現状です。町の5カ年計画の中で、平成28年に推計人口8,189人、定住促進、子育て支援の実施により8,400人を目標に、さらに住宅団地完売で1万人を将来目標にしていますが、現在の対策のままでは8,000人を切るのは明らかです。また、南幌町には稲穂団地2区画と北海道住宅供給公社が造成した住宅用地が、まだ約700区画前後残っている現状です。

町長は、人口の減少にどのように歯止めをかけるのか、どのような形

議 長  
町 長

で人口増を図るのか伺います。

町長。

南幌町の人口減少に歯止めを、とのご質問にお答えいたします。

私は、全国的な傾向となった人口減少の問題は、社会保障制度の根幹を揺るがし、産業経済の活力と基盤をも阻害する由々しき事態であり、もはや一地域にとどまらず、国が本腰を入れるべき危急の課題であると考えております。

しかしながら、人口減少は町の財政や住民サービス、地域コミュニティ活動に影響することも事実であり、町としても積極的に取り組むべき課題と認識し、これまでも子育て支援など人口減少抑制策を講じてきたところであります。議員ご指摘のとおり、未分譲地が町土地開発公社造成のふれあいタウン稲穂に2区画、道住宅供給公社造成の南幌ニュータウンみどり野に690区画ある現状は大変厳しいものであります。町公社においては移住定住キャンペーンとして分譲価格を30%割引、道公社も子育て支援や高齢者支援として30%割引のキャンペーンを行い、複数区画割引も実施するなど販売促進に努めているところでございます。今後につきましても、効果のある情報発信を心がけ、町をもっと知っていただくための体験ツアーを企画するなど、道公社と町の一層の連携により販売促進を図って参ります。

人口減少に歯止めをかけるには、住み続けていただくことも重要であります。これまでのPRにより定着しつつある「子育ての町・南幌」を大切にし、一層の子育て支援策を充実させるとともに、高齢者福祉、地域医療の確保、基幹産業の振興と新規就農者支援、住環境の整備、防災・防犯・交通対策など、町民の安心安全につながる諸施策を充実していくことが、定住につながるものと考えております。

人口増については、大変難しいものがありますが、移住定住や団地分譲の促進を地道に進めるとともに、新たな販売方法について、道公社、北海道、町で協議を重ね、分譲の進展に努めたいと考えています。

また、企業誘致も就労の場の確保のほか、移住策としても重要なことから、企業情報の収集と訪問活動に努めて参りますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

議 長  
川幡議員  
(再質問)

8番 川幡 宗宏議員。

再質問いたします。人口増を図るには、一番いい方法は働く場所を作る、工業団地の誘致をすることなんですが、今のところ工業団地の誘致をするのには、なかなか難しい現状だと思います。そこで、どう、人口減少に歯止めをかけるか、町長の考えをお聞きしましたけども、私の意見も一つの方法として考えていただきたいと思えます。

私は、南幌住宅団地に住んでいるある住民の方から、南幌町で子育てをして良かった、それは、子どもたちが伸び伸び、素直に育ったからと言っていました。その家の子どもたちは、結婚したら南幌に住んで、南幌で子どもを育てたい、このようにも言っていました。私はこのことを聞いて、なるほどと思ったことがありました。それは、私は昨年、小学

校の統合行事、また、小中学校の卒業式、入学式で子どもたちが整然として、長い式をきっちり行っていたからです。このことは、学校教育や社会教育の成果だと評価したいと、このように思います。その社会教育の中でも、特にスポーツ少年団などの充実によるものが大きいのではないかと考えます。ぜひ、今までの方針を継続していただきたいと思います。

次に挙げることは私の持論も入っていますが、実行できるかどうか検討して返答いただきたいと思います。

1つには、南幌町に住んでいる子どもたちにアンケートをとって、南幌町に住んで何が良かったか、南幌町で子育てをして良かったかどうか、子どもたちが将来大人になった時に南幌町に住みたいか、そうでないか等、町民の意見を聞き、把握して、町づくりに生かしていただきたい、人口増に生かしていただきたい。

2つ目には、子育ての町、南幌町を町長が宣言しておりますけども、大々的に宣伝するとともに、町民が安心して暮らせる環境を整える、例えば、今、償還が非常にステップ償還で難しい、これを楽にできる方策はないかと。高校生、大学生に対する通学助成ができないか。まだまだ検討する課題があると思います。それを解決すること。

そして、3つ目には、札幌圏の中で南幌町の位置的には札幌の通勤圏であり、札幌のベッドタウンとしての価値はまだまだあると思います。鉄道のない南幌町は、鉄道の幌向だとか豊幌、また、江別のゆめみ野とか、そこよりは不利な条件は否めません。この不利をどうやって覆すか、どうやって他方面より南幌町に入っていたら、これは思い切った方策をやるしかないと思います。子育ての町であるのであれば全面的に打ち出す、その中身をきちんと説明する。そういうことも考えていかなければだめだと。それと、住宅供給公社の問題ですが、住宅供給公社の土地は、住宅供給公社自体が非常に今経営難で、苦しい現状だと伺っております。南幌の住宅団地も不良債権、このような状況だと思っております。このようなことをやっぱり道なり、供給公社ときちんと話し合いをした中で、住宅団地の価格を思い切った方向で下げて、分譲する方法はないかどうか、これも検討していただきたいと思います。

最後に提案ですけども、役場内に人口誘致プロジェクトのような組織を作り、子育て世代の誘致など、いろいろな方法を模索して実行できるような方法を取っていただきたいと、このように思います。何ごとも調整しなければ道は開けないと思いますので、行政側が考えていただけることを望みたいと思います。町長の答弁をいただきたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

川幡議員の再質問にお答えをいたします。

前段で議員も感じていただいた部分、これはもう町民がかなり感じていただいている子どもたちのこれまでの大人の環境、あるいは教育環境、社会環境、きちんとしていただいた、これは良き南幌の伝統であって、子どもたちは非常につくづく礼儀正しく育っていると、これは私も誇り

に思っていますし、ここへ来たそれぞれの先輩諸氏から続いてきた活動がきちんと根ざしたという意味では非常に嬉しいし、今後も当然、続けていくべきであると。それを怠ることなく、きちんと環境は保っていかなければ。それは行政の責任が当然出てくるだろうというふうに思っておりますので、ずっと継続できるように、今後とも行政は力を入れていきたいなというふうに思っていますし、特に、成人された方々の成人式を見ても同じ、これはうちの町の本当にすばらしい、これまでの成果だと私は思っておりますので、ずっと社会に出ても、どこで働いても、どこの社会に行っても同じ、持っていただく、子どもたちを育てていきたいなと、そんなふうに思っております。

それで、住宅公社の問題等々いろいろ、これはやらせていただいて、当然、北海道、住宅公社とうちの町と3者でいろいろ協議をさせていただいております。当然、今、アンケートも途中でとっておりますし、それから、子どもたちには以前アンケート調査をさせていただいて、それを、その3者の会談の中に報告をさせていただいて、支援策等々、入れていただいたというふうに以前もやっておりますし、今後もまた時間が空けば新たなそういう展開をしながらやっていければなというふうに思っておりますが、どちらにしても、今、川幡議員が言われたよう、やはり子育て世帯というのは非常にいろんな分野を持っておりますから、これは、もう私ども、行政でできることは応援をしながらやっていくべきだというふうに思っていますし、当然、先ほどお話しがあったように、企業誘致が一番のやっぱり雇用確保、特に、セカンドのお母さんたちがパートでも働けるような環境づくりが何とかできないかと、企業誘致に取り組んでいるところでありますが、たまたま来ていただくのは余り大きくない、町内から1人、2人、多くても5人ぐらいの企業しか、今のところは成果が上がっておりませんが、これらをうちには広大な工業団地用地がございますので、これからも継続して誘致活動を進めて参りたいなというふうに思っております。どちらにしても、地理的条件、私が今までもずっと言っていますけれども、地理的条件は非常に恵まれている土地でありますし、それが南幌であります。ただ、行政面を含めていくと、振り返ると、まだ全然十分生かされた活動がされていない、これは、もう、ご指摘のとおりであります。今後については、そのことも十分踏まえた中で新しい展開も含めて、検討して、少しでも進展できるように、今後の活動の中でできればなと、そんなふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

議 長  
川幡議員  
(再々質問)

8番 川幡 宗宏議員。

ぜひ、南幌町の人口増対策についてのいろいろな方策、これをよろしくお願ひしたいと思ひます。その中には私たちも、ぜひ、入った中で頑張りたひと思ひしておりますので、その辺も考へてやっひたひだきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長

以上で川幡 宗宏議員の一般質問を終わります。

次に1番 熊木 恵子議員。

熊木議員

町長に2問の質問をいたします。

1 番目です。健康増進に南幌温泉無料券の増加を。第5期総合計画の保健福祉・医療分野では、健康的で自立した暮らしを支える保健福祉と医療の整った町づくりが掲げられています。町民の健康予防対策として、あいくるでの快足シャキッと倶楽部や、移動健康教室の取り組みも実施され、医療と福祉が充実した環境のもとに住み慣れた地域で、一人ひとりが元気で明るい生活が送れる町づくりを目指すとされています。そこで、健康診断の推奨や健康教室への参加啓蒙とともに、さらに町を挙げて健康づくりを進めるために南幌温泉を活用した取り組みも必要ではないでしょうか。自分の住んでいる町に温泉があって良かったと感じている町民が私も含めて大変多いと思います。以前は、70歳以上の町民には温泉無料券が10枚配布されていました。また、月1回、温泉での健康相談や血圧測定などが実施され、町民の健康管理にも力を入れていたように思います。現在は、町民に年間3枚の無料入浴券が配布されておりますが、以前のように戻してほしいという声が少なくありません。町の唯一の温泉で、温泉の効能、予防医療と健康増進を図ることができれば、長期的に見ると医療費の抑制にもつながります。健康教室の開催や、地域老人会や各団体への助成制度を構築し、地域ぐるみ、町ぐるみで健康増進の町として取り組みをさらに広げる工夫が必要ではないかと考えます。

そこで、1番目は、無料入浴券の見直しや団体割引制度、巡回バスを活用した温泉での健康づくりを取り組む考えは、おありですか。

2つ目は、町内外からの来館者に、現在実施しているバイオマスのパネル展示だけでなく、町の健康増進の取り組みや子育て支援制度の取り組みをPRするパネルの設置をするなどの工夫が人口減少を食い止める施策につながると考えますが町長の見解を伺います。

議 長  
町 長

町長。

熊木議員の健康増進に南幌温泉無料券の増加を、のご質問にお答えいたします。

1点目の無料入浴券の見直しや団体割引制度、巡回バスを活用した温泉での健康づくりを取り組む考え方についてお答えをいたします。従前、実施しておりました70歳以上の町民に対する温泉無料券10枚の配布については、平成18年10月より指定管理者制度の導入に伴い、株式会社アンビックスへの管理運営の移行を行ったことから、平成18年9月30日をもって廃止をした経緯がございます。現行制度については、町と指定管理者が負担の覚書を取り交わし、町民の健康増進、福祉の推進を図る目的で、平成19年4月より小学生以上を対象に町民無料券3枚の発行を実施しているところでございます。平成23年度の町民無料券の発行実績では、対象となる町民の約8割の方が無料券を利用され健康増進に活用されていることから、事業継続の必要性は感じております。しかし、指定管理者の経営状況は、日帰り客数などの減少により非常に厳しい状況下にあることや、行財政改革に基づく経費の削減に取り組ん

でいる町財政の実態から、無料入浴券の見直しや団体割引制度の拡充については、困難であると考えております。

また、巡回バスを活用した温泉での健康づくりの取り組みにつきましては、平成16年度まで実施していた町民保養の日において、町保健師が温泉に出向き、血圧測定や健康相談などを実施しておりましたが、町外の方が多くなったことと、相談内容の多様化によりプライバシーの保護がされなくなってきたとの理由から、町民保養の日を廃止するとともに健康相談事業も終了した経緯がございます。しかしながら、町民の健康予防対策は重要であり、継続的に取り組んでいかなければなりませんので、町ではこれまで同様、保健福祉総合センターあいくるを町民の健康づくりの拠点として、健康や介護予防など、専門職による生活全般に配慮した総合相談の対応や、町民の方からも好評を得ている老人クラブなどからの出前講座等の依頼に基づき、保健師等が直接地域に出向いて実施する健康教育事業を中心に、地域ぐるみ、町ぐるみで取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目の質問ですが、本町で取り組まれている健康増進事業や子育て支援事業などにつきましては、町ホームページをはじめ、町広報、なんぼろ子育て支援ガイドブック、みどり野団地パンフなどを活用して、町内外の方々へ広く紹介させていただいております。また、年間23万人前後の利用客がある南幌温泉においては、町勢要覧などの各種パンフレットを綴った、なんぼろまち案内ファイルをロビーと宿泊部屋に備えさせていただいております。その中で本町の施策事業などについて紹介しております。いずれにしましても、本町が独自に取り組んでいる子育て支援事業などを幅広く町外の方へご紹介することで、本町へ移り住んでいただけるきっかけとなっただけになるよう、これからも積極的に町の施策事業などのPRに努めて参りたいと考えております。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

1 番 熊木 恵子議員。

先ほど監査委員の報告を私は深く受けとめました。感慨深く聞きました。その中でも、本町の福祉と住民課と結びついて事業をされているということが評価されていて、それは私もいろいろ委員会の中でも、そのことは十分承知しております。今、無料入浴券のことですけれども、財政が厳しいということは常々言われますけれども、先ほどの指摘の中でも南幌温泉の入館者が今、減っているという現状があります。そういう中では、町民が温泉を利用して、温まって健康になるということをつなげることは、すごく良い施策になると思います。今、25年度まで自立緊急実行プランが実施されていますけれども、25年度というのは、もうすぐですよ。そういう中で、やっぱり今から何を緩やかに町民に還元していくのかということ、ぜひとも考えていく必要があると思います。その中の1つとして、予防、健康医療ということで、私は今回、南幌温泉を取り上げました。最初の質問のところでも言いましたけれども、やっぱり自分の町に温泉があるということは、すごく誇れることです。町内外、特に、ここで言う、南幌温泉で言うと江別からのお客さん

がすごく多いと思います。以前も一度お話ししたことがあると思うんですけども、子育て支援ということで南幌町が乳幼児の医療費の無料化を、ほかの町に先駆けて、先駆けてはいないんですけども、江別に比べたら1年長くというか、4歳までとかという形で、その施策を実施したことがありました。その時に江別市立病院とか子どもを抱えるお母さん方が病院に行った時に口コミで、南幌町ってそうなのということが広まって、そういう町、いいねということが話題になったということをお聞きしました。もう何年にもなりますけれども。やっぱり、町を売り込むというか、先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたけれども、やっぱりみんな、町民は南幌町がやっぱり活性化されて、人口減に苦しむだけではなくて、こういう施策があるから安心して南幌で子育てをしてほしい、老後をゆったりと過ごしてほしいということをお聞きしています。今日はお見えになっていないかもしれないですけども、議会の傍聴にも何度も足を運んでくださる方が、南幌温泉のことでは、自分は温泉に行って背中を流してあげるといってお話をされていたのをお聞きして、町民の1人としてそういう町民がいるということが誇らしい町だなということをお聞きしています。いろいろ、事業の中で70歳以上の町民に対する10枚の無料券の配布が、18年から指定管理者制度の導入に伴ってできなくなったということがありますけれども、いろいろな方にお聞きすると、熊木さん、それだけでも戻してくれないかなと。ほかの所、いろいろ値上がりしたり、いろいろなことで我慢しながら、辛抱しながらこの町に住んでいる。だから、せめてそれぐらいできないのかなというお話を結構聞きます。私は、先ほどの町長の答弁の中でも、8割の方が温泉の無料券の引き換えをしているということをお聞きしました。その数字も以前、委員会でお聞きしましたけれども、88%でしたか、そこ、正しい数字をちょっとお願いしたいんですけども、それだけの方が引き換えるといえるということは、やっぱりそれだけ必要としている、ありがたがられているということだと思えます。ですから、やっぱりそれを戻してあげるといえることが一番のサービスになるのではないかと思います。

それから、南幌温泉を会場にして健康教室、確かに、町内外からたくさんの方が来て、いろいろプライバシーのことがあるということは先ほど答弁されましたけれども、私は、もう少しそれを広げて、南幌温泉も改築したりして、少し広間ができたりとかしていますよね。ですから、その全部を占有するのではもちろんないですから、やっぱりそれを月1回の健康教室というものをやることで、町民限定ではなくてもいいと思えます。そこで今日は半日、こういうことをやりますということのメニューが提示されれば、そこに例えば近隣から来ている方も参加してみたい、そうか、この町はこんな取り組みをしているのかということにつながると思います。やっぱりそういう形で町を挙げて南幌温泉を有効に売り出しながら活性化につなげていく、それが大事ではないかなと思います。

町を宣伝するというところで、今、エネルギーのことでの表示をしています。先ほど町長の答弁の中では、ホームページや広報、それからいろんなガイドブックとかも置かれているということでしたけれども、やっぱり実際に大きな宣伝効果があるというのは、大きくわかりやすく掲げられることだと思います。今回、南幌町の120周年の事業として、エネルギーの講演会も先日行われました。その中でも町長がエネルギービジョンのことで取り組んでいることをお話ししたことに橋本教授は、何でそんなにいいことをやっていることをもっとPRしないのかということをおっしゃったと思います。だから、やっぱり小さな所でもそういう宣伝をうんと広げることで、やっぱりこの町に住んでみたいと。いろんな人をここに連れてきて見てもらうということにつながっていくと思うんですよね。先ほど久世監査委員さんの報告の中でも、南幌町から札幌とかはすごく近いですから、外に行くだけではなくて、やっぱり人を呼ぶ、人を呼んで、その人がまた広げてもらうということで、いい効果になると思います。ですから、無料入浴券をただ10枚増やしてしてくれということだけではなくて、予防医療の取り組みということと兼ね合わせて、ぜひ、もう今、予算編成も始まりますから、盛り込んでほしいと思うんですけれども、そのことで再度町長の見解を伺います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。

南幌温泉の効用等々については、温泉のいろんな雑誌の中で我が町の温泉が非常にいいという状況の報告があり、いろんな方々が口コミで広げていただいて本当にありがたいというふうに思っています。そこで、以前10枚やっていたのを、また復活できないかというお話でございまして、以前10枚配付していた時は直営でやっていたから入湯税の発生はしておりませんが、今、民間に委託しておりますので、当然入湯税が発生し、先ほど申し上げたとおりでありまして、事業者と負担をやっているところでありまして、かなり厳しい経営に今なっている状況から非常に難しい分野であろうというふうに思っています。

それで、先ほど、8割の方が3枚の入浴券を持っていたいただいているのですが、そのうちの約80%、これは大体平均、毎年そうなんです、実際利用されているのが80%という報告を受けております。ですから、熊木議員には、早く増やしてくれという声があるんですが、私のところは、むしろ、今、町が財政難だからそんなところに町がかかわらないで、利用したい者が使うべきだという声も届いています。町がもっと良くなった時に考えればいいんじゃないのという声もいただいておりますが、どちらにしても、これからの政策の中では、いろんな町民に対して、今、自立緊急実行プラン実行中でありまして、これが終了する時点においては、いろんな角度から当然町としては検討していくべきだというふうに思っておりますが、優先順位がどれがいいということにはならないわけがありますけれども、それらは当然、これは子育て、あるいは、高齢者が

健康な高齢者をつくっていく、これからは大事なことだろうと思っていますから、それらは行政の中で今後は反映されるものというふうに思っております。そういう意味と併せて、パネルが置いてあるというのは、これは当然あちらは企業の努力で、自分たちの温泉を売るために当然企業努力でパネル等々、事業展開しておりますから、当然入れていただいていると思いますが、それと併せて先ほど言った、いろんなことで私どもも発信をしながら南幌町の良さをやはり伝えていく、それが大事だというふうに思っていますので、当然先ほど言ったように温泉の中にも、ちょっと見づらいかもしれませんが、町としてできる最大の努力をさせていただいておりますので、今後もPRは惜しまないということではやっていかなければならないし、前にもお話ししたように行政というのは、どうしても宣伝についてはやっぱり少し進んでいない、遅れているという部分、指摘もいただいております。全般を通して町づくりのそういうPRの仕方も今後検討しなければならないなというふうに感じております。そういう、やはりうちにある財産を生かした町づくりが今後、続けられるべきというふうに思っております。

議長  
熊木議員  
(再々質問)

1番 熊木 恵子議員。

質問して、がっかりするとか、表現が悪いんですけども、やっぱり何とかこの町をしたいと思いはみんな同じだと思うんです。ですから、先ほど優先順位と町長は言われましたけれども、それから、もう1つ、町長の所にはそういう声は全く届いてないというように聞こえましたけれども、本当にそうなんでしょうか。私はやっぱりいろんな所でお聞きしますし、ささやかな町民の願いだと私は思うんです。入湯税のこととかいろいろありましようけれども、それは何とかクリアできる問題ではないかなと思います。だから、そこをやっぱり再検討してほしいなと思います。

それから、いろんな事業継続のことで、何かいろいろ提案したり、いろいろ意見を言ってもなかなかそれが前向きにというか、それをまず一回受けとめてやってみようという気持ちというのを、私はぜひ本当にお聞きしたいと思うんです。まず、今回の第5期総合計画の中にも細かく書かれていますけれども、やっぱり寝たきり老人をつくらなくて、足腰を鍛えて、自分の足で最後まで歩けるというそういう社会をつくっていくというのが、本当に長い目で考えると医療費も抑えることができ、という実践は各地でいろんな取り組みがされています。うちも保健福祉課を中心に快速シャキッと倶楽部もたくさんの方がいたり、いろいろな形でやっているのは本当にそれはありがたいなと思っています。ですから、それをもっと広げる意味で、こんなこともできないか、あんなこともできないかということを考える必要があると思います。25年度の自立緊急実行プランが終わった時ではなくて、やっぱり同時進行で何を戻していくのかということは、やっぱりプログラムを作ってやっていかなくちやだめではないかなと思います。

そこで、もう1つお聞きしたいんですけども、南幌温泉が指定管理

者になっているので、いろいろできないことが多いのかなということ、今、ちょっと答弁の中で感じられたんですけども、指定管理者であっても、やっぱりもったこういふことを一緒にやれないかということも含めて、町の側から提案する、提言するということが必要ではないかと思えます。今、温泉を改造するとか何かというのは難しいかもしれないんですけども、町民の中に健康増進に温水プールをぜひ作ってほしいということが前々から意見が上がっていました。私、先日、12月に多良木町の視察に行かせてもらいました。その時に多良木町のえびすの湯温泉に入りましたけれども、あそこで驚いたのが、すごく長い廊下ののような所を足湯のような形で刺激のある所をずっと歩いて、健康増進に役立てるというものがありました。それってすごい発想だなと思ったんです。いろいろ温泉行っていますけれども、そういうようなものが置かれている所って、ちょっと私は初めて見ました。ですから、何かいろいろそういうものを取り入れるとか、先ほど、あいくるの中心に、いろんな健康増進をやっていくということしでしたけれども、あいくるでやることと、それから、南幌温泉を活用してやるということも分けながらできると思えます。先ほど質問して、町民の健康教室、そういうものをあいくるでできないかということでプライバシーのこととかいろいろ言われましたけれども、それは、あいくるでもやっていて、プライバシーにかかわることは、例えば、月に1回、前に戻して、保健師さんが行って何かやるとか、運動面のことでこういう体操をするだとかとやった場合に、そこでプライバシーにかかわるようなことの相談を受けた時には、ぜひ、あいくるで相談してくださいというふうに分ければできることではないかと思えます。その辺で答弁をお願いしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えしますけれども、先ほども申し上げましたけれども、温泉の効用は本当にいろいろあって非常にありがたい、評判になっているというのは事実でありますから、当然それはやりながらいくと。それから、今、町づくりに対してどうやっているんだと。計画、何も持っていないんじゃないかというご指摘であります。当然プランを作っておりますから、日時、いろんな点検、あるいはこれからどうするということは当然させていただいて、その中でいいものをそれぞれの年度で取り入れているわけで、1つもやっていないという話にはなりません。常に行政はそこを持ちながら、次に何をやるべきかということをやっていることでもありますから、私は、その中で限りある財源の中でやれる手法、全体を見てやっているとあります。今後も恐らくそういう部分で全体を見ながら優先をどうするか、町民のためにどれが必要なのか、それをしながらやるべきだというふうに思っております。

また、温泉については、やはり指定管理で、民間の事業者にお願いをしておりますから、当然話し合いを持ちながら、何が必要で、何がまだ待たなければならないのかと。あるいは、町がどこまで応援をしなければならないという、これから、当然、年数が経って建物も相当古くなっ

てきておりますから、そういうことをしながら質を落とさないで今後とも取り組むべきだと。

それから、健康の関係については、今あいくるでやっている相談含めて、あるいは地域に、先ほど申し上げた出前講座を含めて、地域に相当保健師等々が出ていっています。そこでいろんな相談をさせていただいておりますので、そちらの方がより早い、効果的に今やっているものですから、改めて温泉で今やるべきかどうかということは、そこまではまだなっていない。それより地域に、近くに保健師などが行った時に大いに利用していただきたい。私どもも、先ほど言ったようにそういうPRが足りないのかもしれませんが、そういう形で今とって、地域によっては非常に喜ばれております。ですから、その活動はやっぱり止めることなく、身近に来ていただける健康相談等々をやっていく方が、より親密になるし、より効果的になると、そんなふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

議 長  
熊木議員

1 番 熊木 恵子議員。

2 問目に移ります。2 問目は、公共施設での雇用と公募の透明性について。近年、町内での雇用を求める声が多くなっています。景気の低迷により遠距離地での仕事先がなかなか見つからない、通勤に時間も経費も要することから、地元での仕事を求める要望が多いと思います。

南幌町の臨時職員の採用は、どのように行われているのか。近隣の町に比べて公募の件数が少なく感じます。仕事を求めている人からは、いつの間にか採用者が決まっている。なぜ募集案内が出ないのかという不満の声が聞かれます。

職員採用にあたり、どのような手続きがとられているのか。また、人材バンクなどの制度を立ち上げ、登録制により町内の優れた人材確保に努めるべきではないかと思いますが、町長の考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

公共施設での雇用と公募の透明性についてのご質問にお答えいたします。

初めに、職員採用に当たり、どのような手続きがとられているのかのご質問ですが、町では、新たに臨時職員を採用する場合は、適宜広報紙などにおいて募集記事を掲載し、応募者を面接した上で行うことを原則としております。しかしながら、雇用日数が短く、緊急時の場合や専門的資格を要する場合に限っては、公募を省略することもあります。いずれにいたしましても臨時職員を新たに採用するに当たっては、今後も均等な機会の確保に留意して参りたいと考えております。

次に、登録制により人材の確保に努めるべきではないかのご質問ですが、登録制は随時採用が行われることが想定される場合は、採用する側には有効な制度ではないかと私も考えております。しかしながら、本町では施設管理などは民間に移行されており、新たに臨時職員を採用する職場や機会は大変少なくなっている現状にあります。登録制を実施したとしても、常に採用が見込めるといった状況ではないことから、登録者

に採用の期待だけを持たすことになる恐れがあり、登録制については現状からして効果が余り見込めないものと考えております。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

1 番 熊木 恵子議員。

広報誌などで募集記事を掲載してやっているということですが、町民の方からは、また町長には自分の所には届いていないと言われるかもしれないんですけども、今に限ったことではなくて、もっと何年も何十年も前からというか、南幌町にたくさん人口が増えてきた頃から、そういう話ってよく聞こえていました。農協も役場もどういうふう  
に人を雇っているんだろうか、臨時職員とかいろんな所に入るのにはどうしたらいいんだろうか、何かもう既に決まってしまうというような声が率直にあちこちで聞かれたと思います。その声が今、全くなくなったわけではないと思います。私も、例えば、毎週1回出ているミニコミ誌であるとか北海道新聞の記事だとか広報なんぼろだとか、そういう中でもいろいろ募集案内は出ます。それを見ていると、なぜ南幌町はこんなに少ないのかと思うことが多々あります。今、町長が答弁されたように、民間の所とかまでは町の関係は及ばないということかもしれないんですけども、民間にいろんな指定管理者で委託とかをする場合、やっぱり町がかかわっています。そういう意味で公共施設ということを見ると、もっと広く公平に募集をかけるということが必要ではないか  
と思います。

それから、どういう経緯で決まって、募集をしたというか、こういうような資格の人を求めているとか、それから、何人応募があって、今回はこのような形で決まりましたということが何らかの形できちんとわかれば、そういう不満というのはだんだん少なくなると思うんです。ですから、そういう意味で今の形が本当に適切なのかどうかということも含めて検討すべきではないかなと思います。

それから、人材バンクに当たっては、登録制を実施しても、すぐ作業を見込める状況ではないということから期待だけを、ということで難しいということでしたけれども、南幌町にこういう人材がいて、すぐれた人材がたくさんいて、それが仕事だけではなくて、町づくりに関係する  
ということを見ると、もっと広い意味で考えると、そういう制度を構築することでもっと町づくりが豊かになっていくのではないかと思います。ですから、雇用の場を広く公開すると、一緒に人材バンク制度というものは今すぐ活用されなくても、やっぱり将来的にわたっては、それが  
あるということで町の側からも南幌町にすぐれた人材がいるということ  
を発掘できるチャンスになると思います。そういう意味で、再度お考えを伺います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。

まず、民間の関係については町からどうのこうのと、これは言うこと  
ではない、委託料で町がお願いをしている部分があるろうかと思いますが、  
民間の企業の中へ町がこうすれという話には当然、今の状況の中では、

これはどこの社会に行っても難しい状況だというふうに思っております。

それから、町がいろいろ公募したりして臨時職員を採用したりしておりますが、本当に先ほど言ったようにわずかしかない。そして、町の広報を使っているという意味は、やはり町民の方が利用していただくというのが一番いいかなというふうに思っていますし、そのほかに特殊性の職員を採用しているわけではなくて、通常の本当にだれでもできるようなものを、あるいは特殊性になればちゃんとした公募をしながらやっていかなければならない業務があると思います。それは資格の問題がありますから。なるべく今お願いしているのは、普通のことのできる職種の中でお願いをしている。それから、当然、業務によっては、本当に守秘義務がたくさんありますので、それらのことを十分配慮しながらやらなければならないという大きな使命がありますので、そのことを十分しながらやっていくということでもあります。

それから、先ほど答弁したように、登録制というのうちの町にまだなじまないというか、本当に先ほど言ったように、これは登録制というのは私も知っています。全国の首長からもお話を聞いたことがありますけれども、市は当然、常時そういうものがありますから、登録制をした方が私は有効手段ではないかなと。今みたいに、特に人件費の抑制をしている自治体が多いわけでありますから大きな市だとかは多分いいだろうと。ただ、うちの中でいきますとそこまでいかないし、小さな町でやろうとしたらやっぱり先ほど説明したように登録していつになったら採用してくれるんだと。そういう淡い期待ではなくて大きな期待をもたせて採用がなかなかできない、そんな現実も聞いておりますので、今のところ登録制というのうちの町では非常にまだなじまないから、採用はそういう形はとれないんじゃないかなというふうに、私はそういうふうに考えております。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

1 番 熊木 恵子議員。

人材バンクのことについては、なかなか難しいということではわかります。だけれども、制度を構築しないまでも、やはり南幌町にどういう人材がいるのかということの把握というか、シルバー人材センターとかいろいろやっていて、そこにこういうことができますということの登録がありますよね。そういう意味で、もう少し広く登録してもらおうような形のことは、今後も考えていく必要があるのではないかなと思いますので、これは今後検討してもらいたいと思います。

あと、町の臨時職員にしても、なかなか雇用する人数がすごく少ないということは確かだとは思いますが、やっぱりいつの間にか知らない人と変わっていたということが町民の疑念というか、そういう不満につながるということがないような形で、ぜひしてもらいたいと思います。

民間の所になかなか町が口を出せないということも確かにわかります。だけれども、先ほどと繰り返しになりますけれども、例えば指定管

理者とかいろいろなそういう所は、やはり町が発注してお願いしている所ですから、そういう所に町としては雇用の場も均等に与えてもらうような形の申し入れとか、そういうことができるのではないかと思います。

あと、町が直接関与しないことかもしれないですけども、例えば、いろんな町内の団体とかそういう所が、事務局が変わったりいろんなことがありますよね。そういう時にも、町民の中からは、なぜその人がそういう所に行ったのかという声も実際には聞かれます。そういうことを考えると、今、国を挙げて、道を挙げて、札幌市でも天下り禁止ということがすごく言われていますから、そういうことも含めると慎重に考えていく必要があると思うんですけども、そこをちょっと答弁できることをお願いします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、民間については非常に難しいです。これはもう行政が立ち入る分野ではない。うちの町も最近、民間の方も結構公募している業者もありますから、一概に全部がしていないというのではなくて、いろいろやって、その業界でやっぱりいい方法をとっている。

それから、天下りがどうのこうのと言われるとそういう部分はうちは持っていないので、その企業が採用していただいている部分でありまして、町が関与して、その人を採用すれとか、そういう時代では当然、今はないのでありますから、当然公募等々で行って、採用されて、働いているんだらうというふうに思っております。町のこれからも同じように町広報誌等々で臨時職員が必要な場合については、今までどおり公募して面接をして、合えば採用していくと。そういう考え方には変わりませんので、できるだけ町民にはわかるようにはしたいと思っておりますが、今のままで支障がないと私は思っています。いろんな方に言われますけども、本当に職員も減らしましたけれども、臨時職員も相当減らしておりますから、そんなにあるわけでありませぬので、もし出た時には、先ほど言ったように町広報誌等で公募していくと、これの考え方には変わりはないと思っております。

議 長  
菅原議員

以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

次に3番 菅原 文子議員。

本町におけるいじめの実態把握について教育長にお伺いいたします。

全国的にいじめにより尊い命を亡くすという痛ましい事件が相次いでいます。冗談でつけたあだ名や、つい軽い気持ちでからかったつもりでも、された方にとって、それがつらいことであった場合、大人が思っている以上に深い心の傷になっていることもあると思っております。保護者や教師など、周りの大人が気がついていたら、未然に防ぐことができたケースもあったことでしょう。また、いじめにあっていることを親に知られたら心配をかけて申し訳ないと、親の前ではいつもどおり明るく振舞っていた、という事例もありました。今は、小中学生でも携帯電話やパ

ソコンを持っている時代ですから、噂話や悪口などもメールでやり取りすることも増えていることもあり、表に出ないいじめもあろうかと思えます。そこで、教育長に伺います。

1つ、本町でのいじめの実態把握のアンケート調査の結果を、教育委員会としてどのように分析し、今後、具体的にどのような対策をとっていくのでしょうか。

2番目、児童・生徒がいじめを見た場合、告げ口したことで逆にいじめられることを恐れて言わないことも多いと思います。大人への伝え方の指導方法、また、言えるような雰囲気づくりをどのようにしているのでしょうか。

3番目、携帯電話のメールやネットなどのやり取りを、どのくらいの保護者が確認しているのかを現場の教師と教育委員会は把握しているのでしょうか。

教育長 菅原議員の本町におけるいじめの実態は、のご質問についてお答えいたします。

ご指摘いただきましたように、昨年から今年にかけて、全国でいじめにより自ら命を絶つ悲しい事案が発生しましたことは、理由のいかんを問わずあってはならないことであり、いじめの未然防止は学校のみならず、全町的な視野に立って取り組むべき重要な課題であると認識しております。

1点目のご質問ですが、本年8月に文部科学省が全国の小・中・高校を対象に調査を実施しましたが、この調査結果を踏まえ、小中学校に対して分析の結果の報告を求めたところ、幸いにして緊急を要する事案はありませんでしたが、今後も適切な指導に努めるよう示達したところでございます。なお、具体的な対策としましては、今後もいじめ撲滅の観点から、1つとして、実効性ある指導体制の確立、2つとして、いじめの早期発見、早期対応、3つとして、いじめを受けた児童生徒へのケア、4つとして、学校、家庭、地域社会との連携強化、以上4点について、徹底した指導して参ります。

2点目のご質問につきましては、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識の指導と、その環境づくりが肝要であります。小学校では、子どもたちが伝えられる相手として、学級担任に限らず、全教師が子どもの悩みに共感しながら相談に応じることができる校内体制づくりを進めています。また、中学校では、生徒と教師の信頼関係の強化やスクールカウンセラーの活用、さらに生徒会自らが校内にいじめ防止のメッセージを掲示するなど、学校全体でいじめのない雰囲気づくりに努めているところでございます。

次に、3点目のご質問ですが、子どものメールやネットの利用について、学校では授業参観あるいは家庭訪問などを通じ、注意喚起と併せて家庭で一定のルールを決めて利用するよう指導しております。その利用状況についてどのくらいの保護者が確認しているか、現場教師と教育委員会の把握は特に行っておりませんが、中学校では実際に、生徒が見た

ブログの中で、これはおかしいと感じた書き込みを発見し、速やかに学校に相談している事例もございます。

また、メールやネットによるいじめ・中傷、不良行為につながる不適切な書き込みなど、ネットトラブルの未然防止ため、道教委はネットパトロール事業を実施しており、本町の児童生徒が関係していることが確認された場合については、教育委員会に連絡される仕組みになっております。

いずれにいたしましても、実態把握を的確かつ迅速に行い、本町において決して悲しい事案が発生することがないように最大限の努力をして参りたいというふうに考えてございます。

議 長  
菅原議員  
(再質問)

3番 菅原 文子議員。

今、ご答弁いただきましたけれども、順を追っていきます。1番目のアンケートについてですけれども、決算委員会の時に昨年度のいじめについて質問いたしましたけれども、特に報告はありませんでしたとのご答弁をいただきました。その後に本年度のアンケートのことで詳しい内容をお聞きいたしましたけれども、いじめを見たとか、いじめに遭ったとかというお答えがあったかと思えます。小学校の低学年にしましては、ただぶつかっただけとか、そういうこともあるかと思えますのでというお答えをいただきましたので、私の方としましては、中学校のその答えがちょっと気になったんですよね。小学校からの持ち上がりで中学校まで行っているのではないかと、そういうふうに私も思いました。いじめを見たということで回答があった時にも、いじめを見た時に、子どもさんたちというのは告げ口したということで、なかなか親とか先生とかに言えない場合も多いんですね。その中でアンケート調査の中でも、実際に見ましたという答えがあったのは私としては特に気になったところです。いじめを少しながらもいじめと感じている子どもさんたちがいる時において、それを深刻化させないための実際の具体的な方策がありましたら、それを1点お伺いしたいと思います。

2番目に関しましてですけれども、今までは一般的に教師や学校側では、なかなかいじめについて公表しづらくなっていたと思います。通告文を出した後ですけれども、新聞報道ですけれど、いじめの発見、評価基準に、ということでも文科省から通達がいつていると思うんですね。いじめの未然防止や早期発見ができたり、問題を隠さず適切に対応できたりした教員や学校をプラス評価するよう都道府県教育委員会などに通知したという新聞報道がありました。先生というのは、一番子どもさんたちにとって一番身近な存在ですから、ぜひ子どもさんたちをよりよく見ていただきたいんですけれども、先生方の学校における仕事というのは、ものすごくたくさんあって、なかなか目が行き届かないというのが現実ではないのかなと私は思っております。その中で、先生たちのその業務の負担軽減、それをどのように教育委員会、それからまた学校では、お考えなのか。それを1点、お伺いします。それと、先生自身もクラスの中でいじめがあったことについて、なかなか解決できないという、

それをものすごく悩んでいる先生方も本町ということには限らず、先生方の中には結構いるようなんですよね。その教師自身のメンタルヘルスの対策を教育委員会としては、どのように考えているのかお伺いいたします。

それから、3番なんですけれども、メールなどに関しましては、保護者の方と子どもさんとの関係ですので、そこに教育委員会が立ち入るということはなかなか難しいかと私も思っております。私も娘が2人おりますけれども、やはり信頼関係という面において、やっていないよねということでの確認は、自分の子どもがいじめをしているということではなく、そういうものを見たり聞いたり、それからまた実際に受けたりしたことはないという確認も再三しているところです。そこに教育委員会が立ち入ることは難しいこともわかりますけれども、2番にかかわってきますが、それを見た、聞いた、それからされたということを、大人への告げ方にやっぱり先生との信頼関係、また、2番目につながってくる告げ口によるいじめなどときますけれども、そのメール関係をもう少し重視した方がいいのかなと私は思っております。そこで、教育委員会の方では、特に把握は行っておりませんというお答えでしたけれども、やはりそのところをもう少し詰めた方がいいのではないかと思いますので、そのところを1点お願いいたします。

それから、ご答弁の中にネットパトロールを道教委の中でされているということをおっしゃっていただきましたけれども、そのネットパトロールの事業の中で講習会をされていたかと思えます。平成22年度だったかと思えますけど。それについて、教育関係者の方でどなたか行っているかどうか、その1点をお願いいたします。

議 長  
教 育 長  
(再答弁)

教育長。

それでは、再質問にお答えいたします。ちょっと件数多くて、答弁漏れがあったらご指摘をいただきたいと思えます。

基本的に前林教育長も以前の議員さんの質問の中で、いじめについての定義というものは非常に難しいということがありまして、本人がいじめと感じたらすべていじめだというようなお話しをした経過があると、私も全く同感だと思います。幸い南幌町でいじめのアンケート調査の結果で、ないという状況はありません。あるという表現をされた子どもさん、見たことがあるという表現をされた子どもさん、いらっしゃいます。ただ、札幌市あるいは他府県で起こっているような悲惨な事故までは、つながっていないというのが実態でございます。いじめは現実にあるという認識をしております。それと、具体的な方策というようなお話がありました。先ほど4点、お話しをいたしました。その中で、それぞれ学校でできること、あるいは家庭でできること、あるいは地域社会としてできること、そういうものを個別に示した形で考えております。非常に細かい部分がありますが、あくまでも状況を隠ぺいするということではなくて、個々の児童生徒にかかわる個人的な配慮は当然しなければなりません。さらに、児童生徒個々によって性格あるいは環境、そういう面

もすべて違っております。そういう形の中で、子どもたちが心を開いてお話ししていただけるような、情報を速やかに提供していただけるような環境をつくるのが一番ではないかというふうに考えております。個別の指導事項については、ちょっと割愛をさせていただきますが、基本的にはそういう形の中で対応して参りたいというふうに考えてございます。

それと、文科省が出している教員に対するを指針といいますか、これについてはあくまでも内部告発的な要素、内にあるそういう情報を、正しい情報を伝えてくださいというような部分です。ですから、情報をいただいた方については、その人のプライバシーは十分守りますよというようなたぐいでございます。

それと、教師の負担軽減、教師の方、当然、日常いろんな面で小学校は小学校、中学校は中学校の中で大変な業務に就いて、日々、児童生徒に向き合っているという状況にあります。ですから、南幌町ということではありませんが、そういうメンタルヘルス、非常に精神的に悩む教員も多いのが現状でございます。ですから、1人で抱え込まない、全体のチームとしての取り組み、そういうものを重視するような形の中で学校の方にもお話しをさせていただいております。業務の軽減につきましては、なるべく電算システムだとかそういうものを含めた取り組みだとか、あるいは全体の中での省略できるものは省略できるような体制だとか、そういうもので学校にお願いする部分も最低限の部分をお願いして、教育委員会としてできるものはなるべくできるような形の中で、個人が負担になるような形の中の対応は避けるようにしているところでございます。

それと、先ほど議員がおっしゃったように、子どもたちと先生との信頼関係、これは学校と子どもさんだけではなくて、家庭においている親との信頼関係が非常に大事だと思います。前にもお答えしたように、親の背中を見て育つということですので、その背中がきちんと見えるような、学校も含め、家庭も含め、そういう教育について一層、力を入れなければならないなというふうに考えております。

それと、メールの関係ですが、現状では家庭のメールの発信の状況だとかというのは、現状、しておりません。ただ、小中高の生徒指導連携会議というのが年5回、それぞれ実態に応じて開催してございます。そういう中で、そういうものをできるだけ把握できるような形の中でお話しをさせていただきたいというふうに思っています。

それと、ネットメールの講習会、22年ということで、ちょっと私、記憶にはないんですが、多分、小中の管理職、多分教頭がその会議に出席しているというふうに記憶しております。以上です

議 長  
菅原議員  
(再々質問)

3 番 菅原 文子議員。

今、お答えいただきましたけれども、悲惨なケースについてはなかったということで、私の方でも確認いたしました。以前、解決済みの案件も教育委員会の方に報告しているということも、私は以前聞いたことも

ありますので、小さいことに関しましても、本町の場合は出てきているのかなと思います。ただ、その小さい案件であっても、大人が思っている小さい案件であっても、やはり子どもさんにとっては大きい案件になってしまう例も実際にはありますので、そのこのところを私は解決済みといえども、その後、なかなかその後の対策というものができていないように私の経験からして思っております。アンケートの結果なんですけれども、中学校のアンケート結果ですよ。そのこのところをもう少し私は詳しくお聞きしたかったんですけれども、中学生になって、見たり聞いたりしたということは、先ほども言いましたように、小学生の時から続いているのかなと思うんですよ。私の実際の経験からいきましても、やはり小学校からの持ち上がりというのが結構多いんですよ。そのこのところで小学校の校長会、以前は3校小学校がありましたから、校長会、教頭会の中でその問題は多々あり、それから、実名でお話しもしていただきますというお答えもいただきましたので、このこのところは大丈夫かなと思いつつも、やはりアンケート結果が気になるところで、結構な数字に上がっていたと私なりに思っております。そのこのところの中学生のアンケート結果を見たりされたということを継続しての答えがあったところをどう考えるのか、そこだけでもう1点お願いいたします。

あと、それから2番目に関しましては、先生の方も電算化だとか、1人で考え込まないようにということで対応していただいているようなので、先生方とか、以前、林教育長ともよくお話しいたしましたけども、先生の仕事が膨大なものでなかなか、というお話しもしたことがありますので、そのこのところもまたご配慮いただきたいと。これは答弁はおりません。

それから、3番目の講習会を開いた時に、林教育長だった時のことですので、おわかりじゃないかもしれませんが、やはりこういう問題は先生方というのは1年もしくは何年かで変わられますので、できましたら教育委員会の方で行かれるのが私はベストなのではないかなと思います。この件についてもう1点だけお願いいたします。

議 長  
教 育 長  
(再々答弁)

教育長。

中学校のいじめの関係の件数については、後ほど課長の方からお答えをさせます。基本的に、確かに、感覚としていじめが絶対許されないという感覚をお持ちの方と、必ずしもそうでないというふうにアンケートに答えている方がいらっしゃいます。ですから、その辺は、児童生徒さんが考え、捉え方によって随分変わるなというような思いがあります。ですから、いじめが許されないという方が当然多くて当たり前だというふうに思うんですが、そうではないという答えの方もいらっしゃいます。ですから、その辺は、いろんな面でどういう心理状態なのかということも含めて、これから再度追求をしていかなければならないなというような感じでもっております。

それと、小さいことだから放置するという考えは全くありません。やっぱりこういうことを小さいうちから基本的に芽を摘んでいって、芽を

摘んで、そのまま解決したからそこで終わりということではなくて、経過観察というものが最も大事だと思います。そういう面にも力を尽くしていきたいというふうに考えてございます。

それと、ネットパトロールの関係、当然、学校関係も受講する必要がありますし、教育委員会の職員も機会があれば参加をさせていただきたいというふうに考えてございます。以上です。

議 長  
生涯学習課長  
(再々答弁)

生涯学習課長。

それでは、私の方からアンケートにかかわります数字的なご質問でございまして、お答えをさせていただきます。中学校のアンケートの調査結果でございますけども、まず最初に、昨年8月、滋賀県大津市で痛ましい事件が発生して、それを踏まえたアンケート調査の結果でございますけども、中学校1年生、2年生、3年生、合わせて244名の回答に対しまして、4点の設問に対しまして報告を申し上げます。最初に1点目でございますけども、あなたは今年の4月から今日までいじめられたことがありますかという設問に対しまして、あると答えた生徒が12名で全体の5%でございます。2番目、そのうちの12名に対して、どんないじめをされましたかということで設問してございますけども、複数回答でございますけれども、仲間外れや無視をされるというのが4件、叩いたり蹴られたりするというのは5件、持ち物を隠されたり、いたずらされるというのが2件、悪口を言われるというのが5件、傷つく内容がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりするのが1件、その他3件でございます。その、あると答えた生徒に関してでございますけれども、あなたは今でもいじめられていますかということで、12名の生徒に対して、今もいじめられていると答えたのが7名で全体の3%でございます。そして、4点目でございますけれども、あなたは今年の4月から今日まで友人がいじめられているのを見たり聞いたりしたことがありますかということで全244名に対しては、あると答えた生徒が11名で5%ございました。

それと、11月の30日付けで小学校、中学校から、さらに2回目のアンケートの調査の結果が挙がってきましたので、これについてもご報告をさせていただきます。1点目の、あなたは今年の4月から今日までいじめられたことがありますかという設問に対しましては、17名でございます。どんないじめをされましたかということで、仲間外れや無視をされるというのが4件、叩いたり蹴られたりするというのが7件、持ち物を隠されり、いたずらをされるというのが5件、悪口を言われるのが12件、その他1件となつてございまして、その17名に対しまして、今もいじめられていますかということで、この件に関しては3名の生徒がいじめられているというように回答してございます。それと4点目でございますけども、あなたは今年の4月から今日まで友人がいじめられているのを見たり聞いたりしたことがありますかという問いに対しましては、42名、全体の17%があるということでアンケートに答えております。以上、アンケート調査の結果でございます。

議 長 以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。  
以上で一般質問を終結いたします。  
昼食のため、1時15分まで休憩いたします。  
(午後 0時08分)  
(午後 1時15分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
●日程5 議案第64号 工事請負契約の変更について(南幌町公共  
下水道污水管渠(污水I-1号幹線)移設工事)を議題といたします。  
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第64号 工事請負契約の変更  
につきましては、南幌町公共下水道污水管渠移設工事の設計変更に伴い、  
本案を提案するものであります。詳細につきましては、都市整備課参事  
が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げま  
す。

議 長 内容の説明を求めます。都市整備課参事。  
都市整備課参事 それでは、議案第64号 工事請負契約の変更につきましてご説明を  
申し上げます。1 契約の目的、南幌町公共下水道污水管渠(污水I-1  
号幹線)移設工事。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、変更前、  
金3億6,263万7,040円也(内消費税額1,726万8,43  
0円也)、変更後、金3億7,071万9,153円也(内消費税額1,  
765万3,293円也)。本件の移設工事につきましては、国の所管  
先の札幌開発建設部と損失補償契約の締結を行いまして、6月に工事発  
注を行い、9月に施工方法の一部変更を伴い工事を進めていたところ  
でございます。今回の変更内容でございますが、参考といたしまして別添、  
議案64号資料をご覧ください。こちらの資料につきましての構成で  
ございます。まず、左上にルート図、污水幹線が道道江別長沼線を地面上  
部、江別川に向かひまして既設路線があった所を遊水池に包括されるこ  
とから、南6線、西12号11号間、さらに南5線を通りまして、既設  
のルートに移設するといったような工事内容でございまして、いずれも  
管渠につきましては、道路の北側を入るといったような状況でございま  
す。復旧図につきましては、南5線、南6線、それぞれ管渠の入る位置、  
深さ、それと今回、補正対応をいたします道路の復旧箇所を赤書きで示  
しております。さらに右側につきましては、それらの道路の状況の写真を  
添付させていただいております。また、右の左下には工事内容といた  
しまして、南5線道路及び南6線道路の舗装の補修の延長幅員程度を示  
させていただいているものでございます。既に、本工事場所が軟弱地盤  
であることは説明済みでございますが、管渠敷設後に南5線道路では予  
想以上の亀裂が生じたこと、南6線道路では掘削深さの影響も加わり沈  
下による段差が生じたことから、江別市及び本町の道路管理者と協議を  
行ったところ、南5線では幅員2.25メートル、延長677.1メー  
トルにわたり既存舗装の上にオーバーレイ、さらに南6線では幅員2メ  
ートル、延長309.3メートルの部分的に舗装除却し、再度、舗装復

旧を行うということで協議がまとまりました。これらに要します費用負担確認を札幌開発建設部と協議が終了しましたことから、施工に要します費用について請負業者と協議を行うために上程するものでございます。4 契約の相手方、玉川・三建管工・南幌工業特定建設工事等共同企業体、代表者、恵庭市相生町231番地、株式会社玉川組、代表取締役玉川豊。構成員、空知郡南幌町元町1丁目3番12号、株式会社三建管工技研、代表取締役水澤政幸。構成員、空知郡南幌町栄町1丁目2番27号、株式会社南幌工業、代表取締役内田一之。参考といたしまして、工期、契約締結日より平成24年12月20日まで。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員 今、この工事の内容、変更についてご説明いただきましたけども、5線道路は亀裂、南6線は沈下ということでありましたけれども、道路だけの補修工事ということですから、下の管の部分には影響がなかったのかどうか。ちょっと何メートル下になりますか、ちょっと数字が見えませんが、影響がなかったのかどうか。

あと、もう1点は、今の工事ですから、どうしても仕上げなければならない、予算関係上、全部舗装までやらなければならないというのが一応、工事の契約だと思えますけども、こういう地盤の悪い所ですから、1年待つとか、路盤が安定してから再度舗装するとかという方法もあったと思うんですけども、それらのことも何も考えない、それらのことは、後から言って申し訳ないんですけども考えられなかったのかどうか。そういうことがあれば、こんな大きいものにならなかったのかなというふうな懸念もするものですから、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長 都市整備課参事。

ただいまの佐藤議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。管渠への影響の関係でございます。埋設管渠になっている関係上、埋め立てを行いました後の地上部からの目視での管渠の影響は実態的には不明確でございます。ただし、この埋設を行いました部分的3カ所に排泥弁を設けております。幹線の横にマンホールを埋めまして、マンホールの中に人が下りれるような状況になっていまして、泥抜きをするといったような施設がございます。その部分につきましては、マンホール自体が荷重があるといったようなことで、現在、精査中でございますけれども、若干の沈下が起きているといったようなことを確認しておりまして、それが管渠に影響がないかどうかというのを今回、ポリ管を使っておりますので、ポリ管の製造メーカーとの中で、影響範囲の中にあるかないかということは今、精査中でございます。それが管渠への影響の関係でございます。

もう1つのご質問の舗装補修に対しまして、影響が落ちつくまでの状況で待つことはできなかったかというようなことでございます。その件につきましても、協議をしております。まず第一に、本年度中に施工し

なければならないというような事由は、費用の面からでの考察が一つございました。基本的には、札幌開発建設部での補てん費につきましては、あくまでも24年度予算の中で対応したいといったようなことがございまして、それ以降によりますと、町単費で補修をしなければならないといったような状況になるといったような課題が1つございました。それと、道路管理者との協議という中身につきましても、交通安全上の現場での対応ということが、どうしても現在も冬に入っておりますけれども、そういう凍結する場所において、道路が若干、側溝側の方に傾斜が生じているといったようなことで、このまま放置するというのも好ましい状態にならないといったようなことから、今年度中に施行してしまいたいといったような2つの理由からおおむね設計変更を行って、本工期中に施工を終わらせたいといったようなことでの理由でございます。以上でございます。

議長  
佐藤(正)議員  
(再質問)

2番 佐藤 正一議員。

詳しく説明していただきましたから、わかりましたけども、管に影響が出た場合はどうなのか、ちょっと懸念されるころだと思っておりますけども、再度またあるのかどうか、工事をやらなきゃならないということがあるのではないかと懸念がされますけども、それは、工事が契約が終わってから、また再検査の中で、次年度というか、そういうことでも追跡して、また、工事を監督できるのかどうか、ちょっとその辺だけお聞きしたいと思います。道路については、本年度予算の中でやるということですから、そういうシステムの中ですから、やむを得ないと思っておりますけども、何とかそういうこともやっぱり含めて考えてもらいたいことだなというのは、これはここで言ってもしょうがないことですが、そんな思いがしてきました。1点だけ、管が、もし今後変動があった場合はどうするのかということだけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長  
都市整備課参事  
(再答弁)

都市整備課参事。

管の影響度のチェックの観点からの説明でございます。現在、掌握している所は、沈下が大きい所は1カ所ございまして、そこにつきましては管の影響度合いは、現在、施工業者との範囲では管の許容範囲の中ではないかといったような協議でございますけれども、それを裏づけるために、管の製造元での確認をするという作業を今回の工期の中で行いたいといったようなことで考えております。それで、非常に大きい場合で影響が収まらないというようなことであれば、本工事中の中で対策を講じなければならないというふうに現在のところ考えております。以上です。

議長  
石川議員

ほかにありませんか。

5番 石川 康弘議員。

今、お話、聞かせていただきましたけど、この図面を見る限りにおいて管は横にあり、それに隣接する道路がこういうふうな形で地盤沈下したというふうなことですよね。ですから、要するに、今回のこの管を敷

設する関係の工事をすることによって道路が崩れたというか、下がったというふうな解釈でよろしいんですよね。これ、今回補修するのはいいのでしょうか、工事をやったから下がったのであって、今までの経年劣化というふうな形とまた違うという捉え方であり、これから先、万が一また下がったり何かした場合には、また別な形での、本当は単費で修理するようなことになっていくのかなというふうに解釈したんですけども、あくまでその工事にかかわっての地盤沈下であるということとで解釈してよろしいでしょうか。

議長  
都市整備課参事

都市整備課参事。

今回、手をかけます舗装腐朽の原因につきましては、施工する当初、現況を確認しておりまして、さらに今回、6月以降に工事を行いました後、現在までの進行具合によりまして、手を加えて補修するといったようなことで、基本的には第一の原因は下水道にあるといったようなことで考えており、補償工事の中で対応していきたいといったようなことでございます。ただし、やはり南6線につきましても、施工は昭和61年、62年ということで、かなり経年が働いている場所でございます。さらに、江別市の南5線につきましても、通過交通量は少ない所なんですけれども、断面にあるように、側面に排水が通っておりまして、道路が高いような状態になっていますので、通常の道路部分についても縦にしわが寄っているような状況は見受けられます。ですから、この道路の影響は、進む程度によっても、さらに道路管理者と協議しながら今回の管渠の移設工事にかかわったものが、直接的に後年次に影響が出たものか、経年劣化にまた乗じて影響が出てきたものかというものを、そこで見極めなければならないのかなというふうに考えております。ただ、今回のこの路線につきましては、遊水地の堤内の道路になりまして、堤内というのは、中に周囲堤ができるということで、その運搬土砂を運ぶルートになるのかどうかということが、まだ、札幌開発建設部の方で未確定でございます。それで、こちらの道路を、そういったような工事に使用するというのであれば、道路にまた違う面からの影響が出て、道路の補修に入るといったようなことがあるかもしれませんし、この道路を全く使わずに、あくまでもこの調整地内で道路の運搬を行うというような工事内容になれば、今、お話ありましたように、後年次にこの道路に影響が出た場合については、下水道工事の影響かどうかということの考察を、その時点で行うということになろうかと思っております。ただし、その場合について、国からの後年次の補償があるかどうかということは、現在のところは国としては行えないといったようなことの回答がありますので、場合によっては町単費による部分的補修を加えなければいけない状況に起こり得るかもしれないということと言えます。以上でございます。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ち

に採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第64号 工事請負契約の変更について(南幌町公共下水道汚水管渠(汚水I-1号幹線)移設工事)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程6 議案第65号 南幌町暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第65号 南幌町暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第65号 南幌町暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。今回の改正につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正が本年7月法律公布、10月30日に施行されたことによるものでございます。

別途配付しております議案第65号資料、南幌町暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。左側が改正後の新、右側が改正前の旧、アンダーライン部分が改正部分でございます。改正前の第4条第2項中「法第32条の2第1項」を改正後「法第32条の3第1項」に改めるものでございます。法第32条の2の規定につきましては、都道府県暴力追放運動センターの指定に関するものでございますが、今回の法律改正により新たに事業者の責務の規定が追加され、法第32条の3に繰り下げられたことから改めるものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行する。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第65号 南幌町暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありま

せんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程7 議案第66号 南幌町三重レークハウス条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第66号 南幌町三重レークハウス条例の一部を改正する条例制定につきましては、使用料の見直しに伴い本案を提案するものであります。詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長  
生涯学習課長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

議案第66号のご説明の前に、各公共施設使用料見直しの基本的な考え方でございますが、見直しの時期は基本的に全施設3年ごとになっておりますが、指定管理施設については指定期間満了時に合わせて見直すこととされています。使用料金につきましては、受益者負担を原則にコスト計算を行うとともに、昼、夜などに区分をしていた料金設定を料金格差が生じない終日の1時間単位で設定することとなっております。また、使用料の免除基準は、これまでの減免稼働実績を踏まえるとともに、だれから見ても明確で必要と考えられる免除の範囲を限定するため、従来の減免基準を免除基準に改めることとなっております。以上につきましては、平成22年度に決定しました町公共施設使用料の見直し方針でございます。そこで、現在の三重レークハウスにつきましては、指定管理期間が平成20年4月から平成25年3月までの5年間であり、前回、平成22年度の公共施設使用料の見直し時には、既に指定管理の協定締結中であったために使用料の見直しを行っていないことから、今回、指定管理期間の満了に伴いまして、町公共施設使用料の見直し方針に基づき所要の規定整備を行うものでございます。

それでは、別途配付しております議案第66号資料の新旧対照表によりご説明いたします。ご覧願います。右側が改正前、左側が改正後となり、アンダーライン部分が改正でございます。第3条、使用期間及び時間でございますが、改正後「使用期間は通年とし、使用時間は終日とする。」に改め、改正前の第2項を削除しております。

次に、改正前の第14条、使用料の減免の規定を改正後、使用料の免除の規定に改め、第1号から裏面の第13号まで免除できる項目につきまして列記しております。

次に、別表1、第13条関係は、使用料金の改正でありまして、改正後の表のとおり終日における1時間単位での料金設定としております。

次に、改正前の下段、別表2、第14条関係では、使用料の減免基準を設けておりましたが廃止をしております。

裏面をご覧ください。改正後の附則としまして、施行期日、第1項、

この条例は、平成25年4月1日から施行する。経過措置、第2項、この条例の施行の際、現に改正前の南幌町三重レークハウス条例及び南幌町三重レークハウス管理規則（昭和58年南幌町教育委員会規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の南幌町三重レークハウス条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。以上で議案第66号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第66号 南幌町三重レークハウス条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程8 議案第67号 南幌町三重レークハウスの指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第67号 南幌町三重レークハウスの指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものであります。詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長。

議案第67号 南幌町三重レークハウスの指定管理者の指定についてご説明いたします。1 指定管理を行う公の施設の名称、南幌町三重レークハウス。2 指定管理者となる団体の名称、空知郡南幌町南13線西5番地、三重湖公園管理組合。3 指定の期間、平成25年4月1日から平成30年3月31日まで。内容といたしましては、現指定管理期間の満了に伴い、改めて向こう5年間の指定管理者を指定するに当たりまして、地域住民や利用者の意見などを反映しながら、適切かつ効率的な管理運営が見込めますことから、引き続き三重湖公園管理組合を指定するものでございます。以上で議案第67号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第67号 南幌町三重レークハウスの指定管理者の指定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程9 議案第68号 三重湖公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第68号 三重湖公園の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものであります。詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長  
都市整備課長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

議案第68号 三重湖公園の指定管理の指定についてご説明をいたします。1 指定管理を行う公の施設の名称、三重湖公園。2 指定管理者となる団体の名称、空知郡南幌町南13線西5番地、三重湖公園管理組合。3 指定の期間、平成25年4月1日から平成30年3月31日まで。内容といたしましては、平成20年度より三重湖公園管理組合が指定管理を行っており、公園利用者が安心して快適に利用できるよう適切な管理運営を行ってきたことから、引き続き三重湖公園管理組合を指定するものでございます。以上で議案第68号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第68号 三重湖公園の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程10 議案第69号及び日程11 議案第70号の2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程10 議案第69号 情報公開審査会委員の委嘱について

●日程11 議案第70号 個人情報保護審査会委員の委嘱について

て

以上、2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第69号 情報公開審査会委員の委嘱並びに議案第70号 個人情報保護審査会委員の委嘱につきましては、いずれも任期満了となるため、現委員であります輿水武氏、佐藤正幸氏、小林市男氏、中鉢須美子氏、山崎博氏を再任いたしたく本案を提案するものであります。いずれの方も民生児童委員、人権擁護委員などを歴任されており、適任であると判断いたしております。委嘱につきまして、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。本案につきましては、人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決にあたりましては、各議案ごとに行います。

議案第69号 情報公開審査会委員の委嘱については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第70号 個人情報保護審査会委員の委嘱については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程12 議案第71号から日程17 議案第76号までの6議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

- 日程12 議案第71号 財産の取得について(夕張太西地区団地造成事業用地)
- 日程13 議案第72号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第5号)
- 日程14 議案第73号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程15 議案第74号 平成24年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程16 議案第75号 平成24年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程17 議案第76号 平成24年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)

以上、6議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第71号から議案第76号までの6議案につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議案第71号 財産の取得につきましては、夕張太西地区団地造成事業用地として南幌町土地開発公社から取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、本案を提案するものであります。

次に、議案第72号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第5号)につきましては、歳出では夕張太西地区団地造成事業用地取得費の追加、介護保険特別会計への繰出金及び後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の追加、歳入では介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金の追加、土地建物売払収入並びに臨時財政対策債の追加が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,046万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,911万3,000円とするものであります。

次に、議案第73号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では江別市公共下水道事業起債償還分確定による負担金の減額、歳入では一般会計からの繰入金の減額が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,738万2,000円とするものであります。

次に、議案第74号 平成24年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では管理費委託料の減額、歳入では一般会計からの繰入金の減額が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,628万6,000円とするものであります。

次に、議案第75号 平成24年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出ではシステム改修経費及び保険給付費の追加、歳入では国庫支出金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,190万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,376万5,000円とするものであります。

次に、議案第76号 平成24年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)につきましては、看護師の病気休暇に伴い、病棟看護師の適正な夜勤時間数を確保するため、嘱託准看護師報酬の追加並びに経年のため修理不能となった検査機器を更新するものであります。その結果、既定の収益的支出の総額に134万8,000円を追加し、総額を5億7,277万8,000円とし、既定の資本的収入の総額に183万7,000円を追加し、総額を7,953万3,000円とし、既定の資本的支出の総額に367万5,000円を追加し、総額を1億438万7,000円とするものであります。

議案第71号につきましてはまちづくり課長が、議案72号につきましては副町長が、議案第73号から議案第74号につきましては都市整備課参事が、議案第75号につきましては住民課長が、議案第76号につきましては病院事務長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審

議賜りますようお願い申し上げます。

議長  
まちづくり課長

内容の説明を求めます。まちづくり課長。

それでは、議案第71号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

財産を取得する目的につきましては、夕張太西地区団地造成事業用地を取得するものでございます。取得しようとする財産の所在地、種別、数量でございますが、所在は空知郡南幌町稲穂5丁目で、夕張太市街地の北側に隣接する場所でございます。地番、4037番、地目、田、面積、4万1,655平方メートルの用地と、地番、4043番、地目、公衆用道路、面積、3,567平方メートルの用地でございます。取得予定価格は1億3,102万5,610円でございます。この価格は、平成14年度の用地取得から今日まで造成地とするために要した費用の合計金額となっております。取得の相手方でございますが、空知郡南幌町栄町3丁目2番1号、南幌町土地開発公社、理事長小林勇一でございます。以上で議案71号 財産取得についての説明を終わります。

議長  
副町長

副町長。

それでは、議案第72号 平成24年度南幌町一般会計補正予算（第5号）の説明を行います。

初めに、歳出から説明を申し上げます。14ページをご覧いただきたいと思えます。2款総務費1項3目財産管理費、補正額7,769万円の減額でございます。13節委託料、マイクロバス運転業務で45万6,000円の追加でございます。南中のバスケット部の全道大会出場など利用回数の増により追加をするものでございます。25節積立金、財政調整基金積立金7,814万6,000円の減額でございます。財源調整を行うものでございます。

4目企画振興費、補正額1億3,102万6,000円の追加でございます。17節公有財産購入費、夕張太西地区団地造成事業用地取得費1億3,102万5,610円の追加でございます。先ほど、議案第71号で説明しました用地の取得費でございます。

8目職員給与費、補正額はゼロでございます。財源内訳を変更するものでございます。

次ページに参ります。3款民生費1項3目老人福祉費、補正額976万4,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金、福祉施設整備事業補助金548万1,000円の追加でございます。医療法人やわらぎが建設しておりますグループホームの整備に係る補助金が確定したため追加するもので、全額道補助金で収入される予定となっております。28節繰出金、介護保険特別会計繰出金428万3,000円の追加でございます。後ほど、特別会計でご説明を申し上げます。

6目地域包括支援センター事業費、補正額が69万円の追加でございます。1節報酬で保健師報酬60万円の追加でございます。保健師の産休に伴い雇用するもので、明年1月から3カ月分を追加するものでございます。4節共済費、社会保険料9万78円の追加でございます。保健師の雇用に伴い追加をするものでございます。

7目後期高齢者医療費、補正額が1,037万3,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金、北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金1,037万2,539円の追加でございます。平成23年度分の確定によるものでございます。

次ページに参ります。4款衛生費1項2目予防費、補正額が202万7,000円の追加でございます。13節委託料で予防接種等144万8,600円の追加でございます。本年9月よりポリオ予防接種が生ワクチンから不活化ワクチンに変更され、単価も800円から7,000円に変更となり、さらに、11月より4種混合ワクチン予防接種が開始されたことから所要額を追加するとともに、それに伴う健康管理システム改修経費を追加するものでございます。

4目病院費、補正額が183万7,000円の追加でございます。28節繰出金、病院事業会計繰出金183万7,500円の追加でございます。後ほど、病院会計でご説明を申し上げます。

5目保健福祉総合センター管理費、補正額が163万7,000円の追加でございます。11節需用費で修繕料150万円の追加でございます。ふれあいの湯のシャワー並びに機械室、給油管に不具合が生じたことから修繕料として追加をするものでございます。12節役務費、光回線切替手数料13万7,000円の追加でございます。停電時でも対応が可能な光回線に切替をするものでございます。

次ページに参ります。5款農林水産業費1項1目農業委員会費、補正額が6万9,000円の追加でございます。11節需用費、消耗品費としまして6万8,700円の追加でございます。活動交付金等の確定により追加をするものでございます。

2目農業振興費、補正額が52万9,000円の追加でございます。13節委託料、有害鳥獣捕獲等業務12万円の追加でございます。キツネの捕獲頭数が増えていることから追加をするものでございます。18節備品購入費40万9,000円の追加で、レーザーレベラー、地元の要望によりまして機種を変更したことにより追加をするもので、同額収入を見込んでおります。

3目農地費、補正額が47万2,000円の減額でございます。28節繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金47万2,000円の減額でございます。後ほど、特別会計で説明を申し上げます。

次ページに参ります。7款土木費2項2目道路維持費、補正額が1,073万8,000円の減額でございます。18節備品購入費、除雪ドーザーで1,073万8,500円の減額でございます。入札減によるものでございます。

3項3目公共下水道費、補正額が23万円の減額でございます。28節繰出金で下水道事業特別会計繰出金23万円の減額でございます。後ほど、特別会計で説明を申し上げます。

4項1目住宅管理費、補正額が52万円の追加でございます。11節需用費、修繕料として52万円の追加でございます。栄町公営住宅漏水

検査に伴い修繕料などを追加するものでございます。

次ページに参ります。9款教育費3項1目学校管理費、補正額が55万円の追加でございます。11節需用費で修繕料55万円の追加でございます。屋体ステージバトン昇降機並びに暖房機2台の修繕料を追加するものでございます。

2目教育振興費、補正額が42万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で部活動全道大会等補助金42万円の追加でございます。バスケット部の男女がともに釧路市で開催される全道大会に出場することから追加をするものでございます。

5項4目給食センター運営費、補正額が14万8,000円の追加でございます。

7節賃金で臨時栄養教諭賃金14万7,200円の追加でございます。栄養教諭が産休前に妊婦障害休暇を取得することから、その期間、1月7日から20日間分の賃金を追加するものでございます。

次に、歳入の説明を行います。8ページをご覧いただきたいと思えます。15款道支出金2項1目総務費道補助金、補正額が6万7,000円の追加でございます。1節総務管理費道補助金、北海道権限移譲事務交付金6万7,866円の追加でございます。確定によるものでございます。

2目民生費道補助金、補正額が548万1,000円の追加でございます。2節老人福祉費道補助金、介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金548万1,000円の追加でございます。歳出で説明しました医療法人やわらぎが実施しますグループホーム建設に伴います交付金でございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額が29万3,000円の追加でございます。1節農業費道補助金、農業委員会活動促進事業交付金9万3,000円の追加でございます。確定によるものでございます。耕地利用高度化推進事業補助金20万円の追加でございます。レーザーレベラー購入に伴う道補助金でございます。

次ページに参ります。16款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額が952万2,000円の追加でございます。1節土地建物売払収入、土地952万2,110円の追加でございます。旧夕張太小学校の校長、教頭住宅売却に伴い追加するものでございます。参考までに、校長住宅につきましては入札参加者が1名、予定価格より500円増の440万7,000円で売却をしております。教頭住宅につきましては入札参加者が2名、予定価格より44万3,100円増の511万5,110円で売却をそれぞれしております。

次ページに参ります。17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額が50万円の追加でございます。1節一般寄附金50万円の追加でございます。10月22日に南15線西10番地にお住まいの中村弥壽治さんよりご寄附をいただいたものでございます。

次ページに参ります。18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補

正額が892万3,000円の追加でございます。1節で財政調整基金繰入金892万3,000円の追加でございます。財源調整を行うものでございます。

次ページに参ります。20款諸収入5項2目農林水産業収入、補正額が33万8,000円の追加でございます。1節農林水産業収入、農業者年金業務委託手数料4万9,700円の追加、農地保有合理化事業業務委託料1万9,000円の追加、それぞれ確定によるものでございます。有害鳥獣捕獲等事業負担金6万円の追加でございます。農協より2分の1の負担をいただくものでございます。農業振興負担金20万9,000円の追加でございます。ロールベアラー購入に伴います地元負担分を追加するものでございます。

次ページに参ります。21款町債1項4目臨時財政対策債、補正額が4,533万6,000円の追加でございます。1節で臨時財政対策債4,533万6,000円の追加でございます。本年度発行可能額の確定により追加をするものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ7,046万円を追加し、補正後の総額を47億2,911万3,000円とするものでございます。

次に、第2表、地方債補正の説明を行います。5ページをお開き願いたいと思います。第2表、地方債補正でございます。変更でございます。起債の目的、臨時財政対策債、補正前の限度額1億5,420万3,000円を、補正後の限度額1億9,953万9,000円とするものでございます。なお、起債の方法、比率、償還の方法につきましては変更がございません。以上で議案第72号の説明を終わります。

議長  
都市整備課参事

都市整備課参事。

それでは、議案第73号の説明を申し上げます。議案第73号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)、初めに歳出から説明を申し上げます。9ページをお開き願います。1款下水道事業費1項2目管理費、補正額24万6,000円の減額でございます。4節共済費1万7,000円の追加でございます。共済組合負担金は率の変更により1万2,471円の追加でございます。公務災害補償基金負担金は東日本大震災の関係で4,683円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金29万5,000円の減額でございます。内訳といたしまして、負担金、江別市公共下水道事業起債償還元金21万6,235円の減額及び利息7万8,787円の減額でございます。おおむね平成18年度、20年度の事業の起債借入額に対します交付税算入額の見込みが当初から変更となったものの内容でございます。続きまして、27節公課費、消費税納税分といたしまして3万2,450円を追加するものでございます。本年9月の納付によりまして、平成23年度分の消費税額が確定したことから、明年3月の24年度分の中間納付額が確定したことから税額分を精査し、不足分を追加しようとするものでございます。

次ページをお開き願います。2款公債費1項1目元金、補正額はござ

いません。財源内訳の調整でございます。

以上で歳出の説明を終わり、歳入の説明を申し上げます。7ページをお開き願います。1款分担金及び負担金1項1目下水道事業負担金、補正額1万6,000円の減額でございます。2節管理費負担金1万6,000円の減額でございます。江別市公共下水道事業起債償還負担金元金1万998円の減額及び利息5,000円の減額でございます。この節では、みどり野団地の開発者であります北海道住宅供給公社から下水道事業に対します負担金を計上しており、その歳出、1款下水道事業費、管理費、負担金補助及び交付金で説明いたしました江別市への負担金が減額となったことから、こうした負担分につきましても減額するものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額23万円の減額でございます。1節一般会計繰入金、歳出、管理費が減額されたことから財源内訳の変更を行ったことから、南幌町公共下水道事業起債償還分といたしまして、23万円を減額するものでございます。

以上で歳入歳出それぞれ24万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億4,738万2,000円とするものでございます。以上で下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして説明を終わります。

続きまして、議案第74号の説明を申し上げます。議案第74号 平成24年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、初めに歳出から説明を申し上げます。9ページをお開き願います。1款農業集落排水事業費1項1目管理費、補正額26万2,000円の減額でございます。13節委託料、污水管渠調査清掃委託業務26万2,500円の減額でございます。入札結果による精査でございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明をさせていただきます。7ページをお開き願います。3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額47万2,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金、歳出、管理費が減額となりましたことから4款繰越分が追加となることから、管理費不足分といたしまして、うち47万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。4款繰越金1項1目繰越金、補正額21万円の追加でございます。1節繰越金、23年度事業会計の繰越額が確定いたしましたことから、21万729円を追加するものでございます。

以上で歳入歳出それぞれ26万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれを4,628万6,000円とするものでございます。以上で農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についての説明を終わらせていただきます。

議 長  
住民課長

住民課長。

それでは、議案第75号 平成24年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。

11ページをご覧ください。1款総務費1項1目一般管理費、補正額33万6,000円の追加でございます。13節委託料で介護保険業務システム改修で33万6,000円の追加でございます。介護認定基準の改定により保健福祉課に設置しております介護認定用のパソコンに認定ソフトの改訂版が国から支給されることから、そのソフト対応を図るべく、パソコンシステムを改修するため追加するものでございます。

次ページに参ります。2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費、補正額1,720万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として居宅介護サービス給付費1,720万円の追加でございます。特定施設入居者生活介護などの件数、給付額の増加に伴い追加をするものでございます。

3目地域密着型介護サービス給付費、補正額230万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として地域密着型介護サービス給付費230万円の追加でございます。グループホームなどの件数、給付額の増加に伴い追加をするものでございます。

5目施設介護サービス給付費、補正額420万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として施設介護サービス給付費420万円の追加でございます。老人保健施設などの件数、給付額の増加に伴い追加をするものでございます。

9目居宅介護サービス計画給付費、補正額430万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として居宅介護サービス計画給付費430万円の追加でございます。ケアプラン作成件数の増加に伴い追加をするものでございます。

次ページに参ります。2項1目介護予防サービス給付費、補正額84万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として介護予防サービス給付費84万円の追加でございます。訪問介護などの件数、給付額の増加に伴い追加をするものでございます。

3目地域密着型介護予防サービス給付費、補正額15万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として地域密着型介護予防サービス給付費15万円を追加するものでございます。グループホームなどの件数、給付額の増加に伴い追加をするものでございます。

7目介護予防サービス計画給付費、補正額28万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として介護予防サービス計画給付費28万円の追加でございます。ケアプラン作成件数の増加に伴い追加をするものでございます。

4項1目高額介護サービス費、補正額160万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として高額介護サービス費160万円の追加でございます。利用者負担限度額を超える給付額の増加に伴い追加をするものでございます。

次ページに参ります。6項1目特定入所者介護サービス費、補正額70万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、負担金として特定入所者介護サービス費70万円の追加でございます。施設サー

ビスでの低所得者の居住費、食費の負担限度額を超える件数の増加に伴い追加をするものでございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをご覧ください。2款国庫支出金1項1目介護給付費負担金、補正額606万9,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費負担金606万9,000円の追加でございます。施設等給付費の15%、居宅給付費の20%の国庫負担分を追加するものでございます。

2項1目調整交付金、補正額157万8,000円の追加でございます。1節現年度分で普通調整交付金157万8,000円の追加でございます。施設等給付費並びに居宅給付費の5%の国庫補助分を追加するものでございます。

次ページに参ります。3款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金、補正額915万5,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費交付金915万5,000円の追加でございます。施設等給付費並びに居宅給付費の29%の交付金を追加するものでございます。

次ページに参ります。4款道支出金1項1目介護給付費負担金、補正額419万1,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費負担金419万1,000円の追加でございます。施設等給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%の道負担分を追加するものでございます。

次ページに参ります。6款繰入金1項1目介護給付費繰入金、補正額394万7,000円の追加でございます。1節現年度分で介護給付費繰入金394万7,000円の追加でございます。施設等給付費並びに居宅給付費の12.5%の町負担分を追加するものでございます。

4目その他一般会計繰入金、補正額33万6,000円の追加でございます。1節事務費繰入金で33万6,000円の追加でございます。歳出の総務費でご説明いたしました介護保険業務システム改修経費につきましては、一般財源化されていることから追加するものでございます。

2項1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額663万円の追加でございます。1節介護給付費等準備基金繰入金、介護給付費等準備基金繰入金として663万円の追加でございます。財源調整のため追加をするものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ3,190万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億3,376万5,000円とするものでございます。以上で議案第75号のご説明を終わります。

議 長  
病院事務長

病院事務長。

議案第76号 平成24年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。3ページをお開きください。初めに、収益的支出についてご説明申し上げます。1款病院事業費用1項医業費用1目給与費130万3,000円の追加でございます。4節報酬で準看護師報酬130万2,600円の追加でございます。看護師の病気休暇により夜勤時間数の上限を確保できなくなることから、嘱託準看護師1

名分の報酬を追加するものでございます。

6目研究研修費で4万5,000円の追加でございます。3節諸会費で研修会等負担金4万5,000円の追加でございます。学会並びに各種研修会の負担金を追加するものでございます。

次ページに参ります。次に資本的収支の収入についてご説明申し上げます。1款資本的収入2項繰入金1目繰入金183万7,000円の追加でございます。1節一般会計繰入金で設備機器購入183万7,500円の追加でございます。一般会計からの繰入基準に基づき医療機器購入費の2分の1を繰り入れするものでございます。

続いて、支出でございます。1款資本的支出1項建設改良費1目固定資産購入費367万5,000円の追加でございます。1節器械及び備品購入費で自動血球計数CRP測定装置367万5,000円の追加でございます。患者の全身的疾患、血液疾患並びに炎症の有無を検査する自動血球計数CRP測定装置が故障し、経年により補修部品の製造も終了し、修理不能となったことから更新するものでございます。

1ページにお戻りください。第2条では、第3条に定めた収益的支出につきまして、病院事業費用を134万8,000円追加し、総額を5億7,277万8,000円に改めるものでございます。

第3条では、第4条に定めた本文括弧書き中、2,301万6,000円を2,485万4,000円に改め、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入を183万7,000円追加し、総額を7,953万3,000円に、資本的支出を367万5,000円追加し、総額を1億438万7,000円にそれぞれ改めるものでございます。

第4条では、第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費につきまして、職員給与費を130万3,000円追加し、総額を3億7,451万1,000円に改めるものでございます。

以上で議案第76号の説明を終わります。

議 長           ここで、場内時計で2時40分まで休憩をいたします。

(午後 2時28分)

(午後 2時40分)

議 長           休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第71号から議案第76号の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、各議案ごとに行います。

初めに、議案第71号 財産の取得について(夕張太西地区団地造成事業用地)の質疑を行います。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員       この取得目的ですけれども、以前、全員協議会で説明されたことだと思っておりますが、今、ここで1億3,100万円で取得予定になっておりますけれども、これを取得してどのように今後扱っていくのか、そこ、答弁をお願いしたいと思います。

議 長           町長。

町長 熊木議員のご質問にお答えします。以前から申しているとおおり、この地区は農地の転用の申請の中で団地造成をするということで、転用願いを提出しているところでもあります。今回、事業継承を町にした名称変更をさせていただきましたけれども、あくまでも団地造成をするということで申請をしておりますので、そのとおおり今後進めさせていただきます。

議長 1番 熊木 恵子議員。

熊木議員 (再質問) 団地造成をするということで今、町長の答弁だったんですけども、あの地域は夕張太2区画、稲穂の方に残っていますし、それから、新たにというところで、今までもそういう話がずっとありながら、なかなか造成ができないでいましたよね。それで、今回、開発公社の解散とかいろいろ、ということが今後出てくると思うんですけども、あの地域は夕張太小学校もなくなって、今、このまま宅地を造成していくという計画を持った場合、なかなか来る人が厳しい状況にあるのではないかなど私は思うんですけども、その辺は見通しをきちんと立てて考えて出されているのか、そこを再度伺います。

議長 町長。

町長 (再答弁) 熊木議員のご質問にお答えしますが、当然、この計画を以前からさせていただいて、土地開発公社で先行投資をしていただいたところがございます。今後、土地開発公社を解散をしようということで、皆さんとお話をさせていただきました。その折、この土地がまだ転用許可の途中であるということで指摘を受けていたわけではありますが、当然、土地開発公社を解散するに当たっては、その事業継承は町がやるということの変更届を受理されて初めてこの問題ができることとなります。したがって、今後の見通しについては非常に厳しいでありますけれども、当初計画で転用許可の願いを受理させていただいて、途中経過でございます。推移を見ながら検討して、造成できるように努力をしていくということで、今考えているのは、そのとおおりであります。

議長 1番 熊木 恵子議員。

熊木議員 (再々質問) 見通しを今、伺ったんですけども、なかなか厳しいということで、今までも抱えていてなかなか、いわゆる塩漬けの用地とよく言われていまして、今、各地で開発公社を解散して、次の段階にという形に移行している所が数多くあると思います。私は開発公社そのものを解散することには賛成ですけども、本当に具体的に青写真ができて、どういうふうに活用していくのかというのが見えない中では、新たに町が抱え込んだために負担を町民の方に与えてしまうのではないかと危惧します。その辺で、まだまだ先がよく見通せないというか、そういうものを私は感じるんですけども、その辺は町で取得して、その後の見通しがなかなか持てないと思うんですけども、そこがはっきり何か示せるものがありましたら最後にちょっとお答え願いたいと思います。

議長 町長。

町長 (再々答弁) 熊木議員のご質問にお答えいたしますが、これまでも土地開発公社の解散の仕方ということでいろいろお話をさせていただきました。この問

題が先か、土地開発公社の解散が先かと、いろいろ言われるんですが、この問題が解決しないと、町が事業継承して土地を求めないと土地開発公社は解散できないんです。借金17億円、そのまま背負ったままの状況のままで土地開発公社の運営をしていかなければならない。それを何とか町の中で押さえて、工業団地の販売も含めて、町がやっていくと。そういう中で、この土地は団地造成で計画をした土地でありますから、今、大変厳しい状況で、熊木議員も心配されることも十分わかりますが、土地開発公社の解散を最優先にし、そして、将来に向けて、ここをきちんとした形をできるように努力していくと。そういうことで今回提案をさせていただいています。これが議決いただかないと、土地開発公社はそのままの存続、そして、元金償還が始まりますけれども、当然、町が債務保証をしているから、当然、払えなければ町が肩代わりして払っていかなくやならない。そういう、かなり厳しい土地開発公社の経営状況でありますから、今回、国の事業をいろいろ活用して、町が取得をして、土地開発公社を解散し、工業団地の販売、それから今回のこの住宅団地の造成等と全部、町が責任を持ってやっていくということで今回提案をさせていただいておりますので、いろいろ不安あるいは問題点あるかと思いますが、今の我が町における最善の方法として、この方法をとらせていただいたところであります。

議 長 ほかにありませんか。

9番 近藤 長一郎議員。

近藤議員 今回の熊木議員の関連になりますが、実は、この今回の取得目的が工業団地の造成事業になっております。ところが、この前段、これは行政の方からも説明がありましたが、この前段に農地の、いわゆる5条転用申請があります。熊木委員の一番の不安は、これを造成した時に、どのような、造成の中にもいろいろあると思うんです。住宅団地。5条の申請の中にその用途の、この今の今回の取得の目的は、ここに書かれていますが、5条の転用申請の中の用途は住宅団地の造成になっておりますね。そのようなことで、この5条の転用申請が11月ですか、最終許可をいただいたというようなことになっておりますが、私は、この中の5条の申請の中の事業計画が当然のように入っております。なぜならば、ご承知のように4ヘクタール以上は農林大臣の許可になっておりますから、大変厳しい、いわゆる開発行為と同等なぐらいの厳しい内容の事業計画だったろうと私は理解をしております。そこで、私の方で説明していただきたいのは、その事業計画の住宅団地の用途の内容を、技術面になります。その辺のところを説明願いたいと思います。

議 長 町長。

町 長 近藤議員のご質問にお答えいたしますが、前回お話ししたとおり、それを継承すると。住宅団地、約65宅地を計画している、そのまま事業計画は継承していくということで許可をいただいておりますので、当然、それに向けて検討していくということでもあります。

議 長 9番 近藤 長一郎議員。

近藤議員  
(再質問)

今、町長の方で説明をいただきましたが、私は、なかなかこの辺理解できないところがあるんですね。それは継承はわかりますよ。同僚議員が一般質問の中でも問いただしておりましたが、やはり住宅公社の中にも390からの、まだ未開の土地があるということでもあります。そういう状況の中に、住宅団地にもいろいろな知恵があると思うんですね。ですから、その事業計画の中でどんな知恵を出したのか、あるいは、ただ単に一般住宅として売り出そうとしてこの計画があるのか。当然、前段で申し上げましたが、開発行為との限りない一連の中にこの転用申請があると思うんです。それはなぜならば、転用申請を出す、その後うちの町が開発行為に及んでいくわけですよ。都市計画法上ですね。都市計画法の29条に従って開発行為をいくと思いますが、それだけにどういう技術面で、どういう区画をするか、どういう使用の仕方をするか、どういう方を対象にするかなどのことを、町長、今、お考えになっておりませんか。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

近藤議員のご質問にお答えいたします。開発行為は土地開発公社では一回受けておりますが、事業継承して、これが事案として町のものにならないと開発行為は申請できませんので。ですから、今回提出をさせていただくと。しかし、前段でもお話し、これは以前からもお話ししておりますけれども、国とのやりとりで、そのまま継承していくということで町に事業継承の許可が下りたということでもありますから、今後については、またいろんなことが出てきた時には、国といろいろ相談は多分できると思いますけれども、現時点では、これを継承するから町に継承させていただきたいと。許可願を出して許可をいただいて、そして、今回議案として出していただいて、議決いただければ今度は開発行為の申請をしなければ。その許可をするために今回議案として提出をさせていただいていると。内容そのものについて変更はまだしておりません。当然、厳しい状況でありますけれども、いろんな、やっぱり知恵を絞りながら、ここの開発は当然、当初の計画どおりで進めていくというのが今の基本的な考え方だと思います。

議 長  
近藤議員  
(再々質問)

9番 近藤 長一郎議員。

なかなか私としては、じっくり理解ができないんですけども、それで最後にもう1点確認します。5条の転用によりまして、その後変更をして、町として申請をしたと。町の用地にするために町として農地転用、さらに許可をいただいたと。そういう中で、その時の農地転用の事業計画と、これから町長言うように、いわゆる開発行為の内容とこれは一体となっていくましようね。ここのだけ確認です。もし変更になれば、この5条の転用の中の注意事項に原状回復の問題もありますから、それを再度確認しておきたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

近藤議員のご質問にお答えしますが、事業を継承するということは団地を造成していくということでもありますから、そのことには何ら変わりはない

ないわけでありまして、その手法は、いろんな方法はこれから考えられると思いますが、基本的に住宅団地を造成するので許可願いを、事業者の継承を土地開発公社から南幌町に継承するというお願いを認めていただいたので、今度はこの議決をいただいて、開発行為の同じように申請をして、同じ内容で許可をいただくということでありますので、何ら変更はないです。

議長 ほかにありますか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第71号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第72号 平成24年度南幌町一般会計補正予算(第5号)の質疑を行います。

9番 近藤 長一郎議員。

近藤議員 ページ数は14ページ、その中の項目が4目の企画振興費の中の説明の中に、今の前段の方の質問にも関係してきますが、1億3,100万円ほど取得費が計上されております。この中の内訳は、26日の全員協議会の中で内訳の資料はもらっておりますが、この内訳の中の調査設計委託1,428万円となっておりますが、この調査委託、設計委託の内容を説明願いたいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 ただいまの近藤議員のご質問にお答えいたします。この内容でございますけれども、これは平成14年のこの団地計画の当初の開発行為にかかる調査設計費でございます。今のこの1,428万円という金額は、当時の調査費でございます。以上です。

議長 9番 近藤 長一郎議員。

近藤議員(再質問) 町長の説明とほぼ同じでございますね。これは開発行為であると。この辺の確認を、私、今、課長の方にしておきたいと思います。一般的には、転用申請の5条の転用の事業計画と。それから、本来は開発行為の許可ですね。これが、事業内容が違った時に大きなトラブルになるから、開発行為は石狩の振興局だと思っておりますが、今の実情は開発行為と農転が別々に申請されても許可が一致するというような今の方向になっていると聞いておりますが、うちの町ではどのように理解をしておりますか。

議長 暫時休憩をいたします。

(午後 2時55分)

(午後 3時00分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長。

町長(再答弁) 近藤議員のご質問にお答えいたします。農地の転用と、それから、開発行為、あくまでも空知総合振興局を通して道に上げますから、内容が同じでなければ当然バックしてきますので、中身は今までどおり同じものを、場所は農地転用の変更と、それから開発行為は、これは場所は違いますが、内容はすべて同じということでご理解いただきたいと思います。

思います。

議長 ほかにありますか。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員 9ページの土地建物売払収入のところで、先ほどの説明の中で、校長住宅と、夕張太小学校の、教頭住宅の物件の報告がありました。差し支えなければ、それは町内の方が購入されたのか町外なのか、それちょっと1点伺いたいのと、もう1つは、18ページです。土木費の道路維持費、備品購入費のところで、私の聞き間違いだったのか、除雪ドーザーが入札減で1,000万円となっているんですけども、その説明をちょっとお願いします。金額が大きいものですから。その2点です。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、今、ご質問がありました旧夕張太小学校の校長住宅、教頭住宅の関係でございますけれども、いずれも町内の方が落札しております。以上です。

議長 都市整備課長。

都市整備課長 ただいまのご質問の1,073万8,500円減額の内容でございますが、当初予算時に、4社よりドーザーの見積もりをいただき、最低見積もり金額2,740万2,000円を予算時に計上しております。そして、6月の入札に当たりまして、再度、同4社より見積もりを徴取したところ、最低見積もり金額が2,000万2,500円でしたので、この金額を予定価格として入札を行いました。その結果、1,666万3,500円で落札し、落札率は83.3%でございました。当初との見積もりの額の差が739万9,000円と、入札差金333万9,000円を合わせまして、今回、1,073万8,000円の減額補正をするものでございます。以上です。

議長 1番 熊木 恵子議員。

熊木議員 (再質問) 1点目の住宅の件はわかりました。町内の方でよかったと思っています。今の入札減のことなんですけれども、こんなに大きな金額の差が出るということが、ちょっと私、わからないんですけれども、そういうものなののでしょうか。そこをちょっと、すみません、お願いします。

議長 都市整備課長。

都市整備課長 (再答弁) ドーザーなどの購入費を積算するに当たりまして、一定の歩掛等がないものですから、見積もりを取ることになります。それで、当初、2,700万円ぐらいの見積もりを取ったんですけども、入札にかかるのには予定価格を決定しなければならないので、近隣の町で同じようなドーザーを購入した所がございまして、その単価をちょっと確認いたしまして、メーカーの方に話し、これだけ下げたということでございます。以上です。

議長 ほかにありますか。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、議案第72号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第73号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、議案第73号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第74号 平成24年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、議案第74号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第75号 平成24年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、議案第75号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第76号 平成24年度南幌町病院事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員

4ページの固定資産購入費のところ、先ほどの説明だったんですけども、これは全く予測できないことだったのか、今までにも不具合があつて故障で何度か直すとか、それは経年劣化と言っていましたけれども、そのようなことがあつたのか、ちょっと急にこれが出てきたので、そこを説明お願いします。

議 長  
病院事務長

病院事務長。

熊木議員の質問にお答えします。現在、保有しております検査機器につきましては、購入後10年以上経過しているという中で、これまでも何回か故障はしております、その都度、修理対応していたんですけども、ここ最近、メーカーの方から部品もちょっと調達も難しいというお話しは受けておりました。その時点で、この検査機器の更新も考えなければならないということで、院内では協議はしておりましたけれども、まだ使用できるだろうという判断の中で進めてきましたけども、この度の故障箇所が基板というものでございまして、その部品がもう調達できないという報告を受けましたので、今回、急遽、補正予算に計上させていただいたところです。

議 長

ほかにありませんか。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、議案第76号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本6議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。採決にあたりましては、各議案ごとに行い

ます。

議案第71号については、起立採決を行います。

議案第71号 財産の取得について（夕張太西地区団地造成事業用地）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立9名、着席1名）

どうぞご着席ください。

賛成起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第72号については、起立採決を行います。

議案第72号 平成24年度南幌町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立9名、着席1名）

どうぞご着席ください。

賛成起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第73号 平成24年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第74号 平成24年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第75号 平成24年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第76号 平成24年度南幌町病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程18 議案第77号 平成24年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第77号 平成24年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、平成23年度国民健康保険出産育児一時金補助金の確定による国庫支出金等精算金の追加が主な理由であります。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,954万6,000円とするものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第77号 平成24年度南幌町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。8ページをご覧ください。11款諸支出金1項1目償還金、補正額2万9,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で国庫支出金等精算金2万9,000円の追加でございます。23年度の出産育児一時金、これの国庫負担金の確定精算に伴い返還金を明年1月28日までに返還しなければならないため追加をするものでございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをご覧ください。10款繰入金2項1目財政調整基金繰入金、補正額2万9,000円の追加でございます。1節財政調整基金繰入金2万9,000円を追加するものでございます。財源調整のため追加をするものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億1,954万6,000円とするものでございます。以上で議案第77号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第77号 平成24年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日本日予定しておりましたすべての議案審議が終了いたしました。明日6日午前9時30分まで延会といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって明日6日午前9時30分まで延会といたします。

（午後 3時15分）

議長 おはようございます。(午前9時30分)

昨日より延会となっておりました平成24年第4回南幌町議会定例会を只今より再開いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程19 発議第17号 南幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員 ただいま上程をいただきました発議第17号 南幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、それまで法律で規定されていた委員の選任等の事項について条例に委任されたことにより本案を提案するものであります。

別途配布いたしました発議第17号資料、新旧対照表で内容を説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、アンダーラインの部分が改正点でございます。左側、改正後をご覧ください。第7条第1項から第3項までとし、委員の選任、在任期間についての規定を新たに追加するものです。この追加に伴い旧条例の第1項から第4項までをそれぞれ第4項から第7項へ繰り下げるものです。附則といたしまして、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第17号 南幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程20 発議第18号 南幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員 ただいま上程をいただきました発議第18号 南幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴

い、本会議においても委員会と同様に公聴会の開催、参考人の招致をすることができることになったため本案を提案するものであります。

別途配付いたしました発議第18号資料、新旧対照表で内容を説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正以前の旧条例で、アンダーラインの部分が改正点でございます。左側、改正後をご覧いただきたいと思っております。第17条第1項及び第73条第2項については、引用法律の条項を整理するものであります。次に第14章として公聴会、第15章として参考人、それぞれの規定を追加するものです。この追加に伴い旧条例の第14章から第17章までを、それぞれ第16章から第19章へ繰り下げ、第117条から第121条までを、それぞれ第124条から第128条へ繰り下げるものであります。附則といたしまして、この規定は、公布の日から施行する。ただし、第73条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

発議第18号 南幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程21 発議第19号 南幌町議会政務活動費の交付に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員

ただいま上程いただきました発議第19号 南幌町議会政務活動費の交付に関する条例制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の名称を政務活動費に改め、政務活動費に充てることができる経費の範囲について条例で定めなければならないこととされたこと、また、議長は政務活動費について、その使途の透明性の確保に努めることとされたことに伴い条例を制定するものであります。全国町村議会議長会から示された標準例を参考に、議会運営委員会、南幌町活性化特別委員会で審議を重ね、これまで経費として認められていた広報広聴費にかかわる経費を除外し、また、既存の政務調査費に関する条例と同様に、本町独自の政務活動費の使途に制限を設けるなど、本町の実情に応じた内容として提案するものであります。

条文の規定について説明いたします。第1条では、趣旨を規定するものです。第2条では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を規定し、その詳細については、別表において6つの項目に限定をしているものです。また、第3項では、充ててはならない経費として8つの項目を掲げております。第3条では、政務活動費の交付対象、第4条では政務活動費の額を規定し、既存条例では当初交付額、年額9万6,000円を、平成16年度から6万円に削減をし運用して参りましたが、本条例の制定に当たり、その削減を解消しております。第5条から第7条までは交付申請、交付決定、請求及び交付について規定しております。第8条では収支報告書を規定し、第9条では議長の調査及び是正勧告等について、第10条では政務活動費の返還について規定しております。第11条では収支報告書の保存及び公開について規定し、第12条では委任事項として必要な事項は議長が定めることを規定しております。附則といたしまして、第1項、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。第2項、南幌町議会政務調査費の交付に関する条例は廃止する。第3項、この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の南幌町議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。以上、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第19号 南幌町議会政務活動費の交付に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程22 報告第10号 総務常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

調査報告について総務常任委員長より報告願います。

10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

平成24年11月26日付、南幌町議会議長宛、総務常任委員長名、総務常任委員会所管事務調査報告について。本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。記、1調査事項から4調査参加者については記載のとおりです。

5調査概要、第5期南幌町総合計画において、ふるさとの記憶の保全

として、南幌町の歴史を後世に伝えるため、貴重な歴史資料等の収集、保存事業に取り組んでいる。南幌町の歴史資料等は現在、保健福祉総合センターあいくる内に整備された郷土文化伝承室で一元的に管理を行い、郷土遺産の保存・展示にとどまらず、生涯学習活動の場として活用されている。また、南幌町の開拓や発展において欠くことのできない貴重な史跡については、標柱や解説板を現地に整備し、それらを案内するパンフレットも作成されている状況である。所管事務調査では、担当課職員に随行いただき、南幌町の史跡に指定されている36カ所のうち10カ所の史跡標柱の設置状況と史跡の概要など詳しい説明を受け、町立小学校跡利用実施計画で旧南幌小学校に移設が計画されている郷土資料室の環境整備も含め、委員会として検討を行った。

6 調査意見・要望、①史跡位置が民地のため、未設置の箇所(2カ所)があったが、そのほかは設置、保存状況は適正になされていた。②川向地区の野呂栄太郎生家跡には、地域の方々が設置したと見られる説明板があったが、未指定となっており指定の検討が必要と思う。③標柱の解説板の記載内容に物足りなさを感じるの追記が必要と思う。④それぞれの史跡場所では当時の面影を読み取ることができないので、写真、地図、イラストを工夫して解説板と併せ掲示できないか。⑤町民に広く歴史を知ってもらうため、広報等で特集を組むことはできないか。⑥小さな子どもや高齢者に対し、史跡標柱付近で危険な箇所には注意喚起も必要と思う。⑦今後、郷土資料室は生涯学習センターとして計画されている旧南幌小学校への移設が予定されているが、史跡標柱の解説と位置などを航空写真等に表示したパネルの展示があると、より効果的に史跡位置が理解されると思う。以上で調査報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第10号 総務常任委員会所管事務調査報告については報告済といたします。

●日程23 報告第11号 産業経済常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

調査報告について産業経済常任委員長より報告願います。

8番 川幡 宗宏議員。

川幡議員 平成24年11月26日付、南幌町議会議長宛、産業経済常任委員長川幡宗宏、産業経済常任委員会所管事務調査報告書。本委員会は所管事務調査を終了したので、会議規則第77条の規定により次のとおり報告いたします。記、1 調査事項、2 期日、3 調査参加者については記載のとおりでございます。

4 調査概要、南幌町の基幹産業は農業であり、第5期南幌町総合計画や平成23年3月に策定された南幌町農業振興計画に基づき、農業情勢や取り巻く環境が変化する中、様々な課題に的確に対応し、本町農業の持続的な発展を目指すための施策を計画的に推進している。特に農業振

興計画は、社会情勢の変化、南幌町農業の現状と問題点、主要課題、施策の展開方向などを計画的に体系で表した本町農業の中長期的指針として総合的な役割を果たしている。所管事務調査では、これまで委員会で協議してきた南幌町農業の課題を中心に、南幌町農業協同組合役職員と意見交換を行い、農業の振興発展に向けた検討を行いました。

5 調査意見・要望としまして、①南幌町、農業委員会、農協のほか商工会、消費者、青年婦人農業者、農業生産法人の職員等を構成員とする会議体を組織し、南幌町の農業の課題、将来への目標や計画策定、農産物加工品、特産品開発など協議していくことが必要と考える。②今後の農業人口の減少が続くと農業全体の基礎体力がなくなるという問題からも、さらなる新規就農対策に取り組む必要がある。③T P P交渉参加問題については、日本の食糧の安全保障が脅かされ、地方農業にとって大きな影響を与えることは必定である。今後、消費者等と連携し、大きなT P P参加反対運動を展開しなければ、農業を基幹産業とする地方行政は破綻してしまう。今こそ行動が必要と考えます。以上です。

議 長

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第11号 産業経済常任委員会所管事務調査報告については報告済といたします。

●日程24 発議第20号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程1 発議第21号から追加日程3 議案第78号までの3議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第21号から追加日程3 議案第78号までの3議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第21号 オスプレイ配備・訓練中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員  
議 長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに

採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第21号 オスプレイ配備・訓練中止を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程2 発議第22号 環太平洋経済連携協定(TPP)への交渉参加に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

1番 熊木 恵子議員。

熊木議員  
議 長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第22号 環太平洋経済連携協定(TPP)への交渉参加に反対する意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程3 議案第78号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第78号 教育委員会委員の任命につきましては、現委員であります蔵喜久夫氏が一身上の都合により辞職することとなり、後任として磯野薫氏を任命いたしたく提案するものであります。任命につきまして、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第78号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されましたすべての議案審議が終了いたしました。只今をもって閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本定例会は只今をもって閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午前10時00分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_

6 番 \_\_\_\_\_